自治体法務とは

木佐茂男



地 方 自 治 土 曜 講 座 ブックレット —— No.6 ——

現代自治の条件と課題
神原 勝
No. 2
自治体の政策研究
森 啓
No. 3
現代政治と地方分権
山口二郎
No. 4
行政手続と市民参加
」由武道
No. 5
地域経営の視点と
人材、能力開発
間島正秀
No. 6
自治体法務とは何か
木佐茂男
No. 7
自治と参加
ーアメリカの事例から
佐藤克廣
No. 8
政策開発の現場から
小林勝彦
大石和也
川村喜芳

頒布価格 500円 **◆ 北海道町村会**

北海道町村会

自治体法務とは何か

茂男 木佐

自治体現場における法的知識と法的対応

〈自治体法務〉?

地方自治土曜隣座ブックレット

じじめに ―― 最初にショック療法ありきー

言葉に注目し、 とか皆目わからないとおっしゃる方もあるかもしれません。 会場の多くの皆さんにとって「自治体法務」という言葉はなじみがないかと思います。 は 「自治体法務とは何か」という題でお話をさせてい あるいはそういう問題にたどり着いたかということについて、 私がどうして「自治体法務」という ただくことになっています。 最初に少しお話を 何のこ

りますので、 が生きている社会の仕組みを改めて検討して、 では現在の日本社会や役所の法的思考、法的実務の状況について少しばかり分析し、 事にすぐ役立つかといえば、 りを得ることを目的にしています。そうした、いわばある種の見方、 今日の受職者の非常に多くは、 すぐに役には立たないと述べたわけです。 実はほぼその期待には応え得ないであろうことを保証します。 自治体職員の方ですが、お帰りになって明日あさってか どうしたらいいのかということを考えていく手掛 考え方についての話にな 今わ れわれ

す。 の例規集やテキスト類の現物を使ってお話をしましょう。 。目を醒ましていただくためと、 皆さんは昼食の後で眠たいでしょう。 少しカルチャー・ショックを与える意味で、 午後の躃峩で受躃者に眠り込まれると私の負けで スライド、

六年以来、 この写真は、ミュンヘン市役所の法務部に保管されている、 約六年間にわたって交換された文書の一切の記録です。 私、 木佐とこの法務部との 九八

のファ でアルファベットで住所や電話番号を書いたものを最初にお会いした方に渡しました。それがこ 初めて留学したとき、ドイツ語が多少とも話せるようになるとは思っていませんでしたので、 れまでの約六年間にやりとりした一切の関係睯類が綴られているわけです。 マ字表記の名刺は作りませんでした。そこで、 机にしまいます。 皆さんも仕事の上で名刺を交換しますが、 ルの一ページ目の裏に張られています。この写真は一九九一年に写したものですが、そ それらをまとめて後任者に引き継ぐということはないでしょう。 日本社会ではその名刺をポケットに入れ、 わずかに残っていた日本語の名刺の裏に、 私はドイ 手書き D 43

をしますが、 ・日をうまく組み合わせて合計二カ月はだれもが休みますので、その間に代理の担当者が仕事 前任者が何 その際これまでの経緯の一切がわかるようなシステムになっているのです。 人かわろうとも、 あるいはドイツの場合には年間三〇日の有給休暇が 祝日や

らはスキャナーを利用して電子的に保存するのでしょう。 尋ねましたら、 てくるという理由がおわかりになると思います。 年にドイツのボン市にあるドイツ郡会議(日本では相当するものがありません)の本部で幹部に テムになっています。 私に送られる皆類はすべてコピーをとって保管され、それが日時を追って遡れる、そういうシス の文嗇が、番号を付されて正式に保存され、適切な対応がとられていることを知ることができま 裁判官大会の会場入り口で参加者に配っていました。それを読むと、公共機関に送られた一市民 て議長や党首などが本人に送った返事などの手紙類の一切をコピーして、その本人たちがドイツ 態のおかしい老夫婦がドイツ連邦議会の議長、著名な政党の党首などに出した手紙、これに対し 例えば、かつて大学院生時代にドイツのある機関に出した手紙が転々とドイツ国内で転送されて、 見まして、それまで自分が経験したことのいくつかが一つの糸でつながっていき枘得できました。 しばらく経ってから返事が来たことを思い起こしました。留学中の経験もあります。 ドイ ツの役所、 以後、 私の手紙はマイクロフィルムにして永久保存する、 公文書として扱われます。どのような陳情文書であれ、 それは大学でも裁判所でも図密館でもいいのですが、これらの機関に手紙を そして何年保存するかはミュンヘン市役所では聞きませんでしたが、 ともかく、 と言っておりました。これか ドイツでは古文書がよく出 綴られて保存され、 少し精神状

こうした文魯管理の仕組みがあることに気がつい その時点から調査を始めました。 たの は、 留学開始後六年も経っ てか

例えば、「暖房は〇月〇日より入れる」という、その年の気候とは無関係に実施せざるを得ないよ それまでにも服務規則はありましたが、非常に官僚主義的なことがたくさん掛いてありました。 ヴィーデマン氏です。 窓口から始まってどう扱われるべきだとか、 のものは第三版です。この方が魯いた『公務員の服務規則』には、市民から届いた一切の啓頼は のです。その新しい服務規則のコンメンタール か、そうしたル このような文啓管理システムを整備した著名人の一人が、 文鸖管理を含めた公務員の服務規則が、市民に優しい行政という観点から作成されました。 わば人間性に欠ける規定があれこれと入っていたそうです。これらを全面的に見直した この頃は行政改革が進められた一九七〇年代の時期に当たり、 ールが書かれています。 彼がまだ二〇歳代末のとき、官僚機構の中では非常に低い地位にあったと 公用車を使った場合何キロ走ったか全部記入すると (住釈書)が彼によって作られていて、 写真のパイエルン州の内務省官僚 彼らが中心になっ この手元

OHPで具体的な轡式を紹介しますが、 もう一人を紹介しますが、 バイエルン州のミュンヘン高等行政裁判所の裁判官です。 彼は公務員が嗇く公文嗇の嗇式を多数収録した加除式の

6

追録版が発行されます。ごく普通の行政処分、裁決・決定、そしてドイツでは行政指導も原則と す。彼は、今は高等行政裁判所の裁判官ですが、前職はバイエルン州の高級官僚でした。東西ド して以前から文書で行います。そうした文書のサンプルと解説を載せたコンメンタールがこれで 本の著者です。 メンタールや先のヴィーデマン氏の本は目下、これらの地域に普及しつつあります。 イツは統合しましたが、 新しい行政需要が出て、文魯のスタイルに変更を要するということになりますと、 旧東ドイツ地域では公文警管理が滅茶苦茶でありましたから、

ば何何市長○○としか甞いてなくて、連絡先などは一切印刷されていないのが普通です。 は下々が調べて来い、というのが日本で出世した人の発想です。 などは何何地方裁判所、 ある地方裁判所の長官からいただいた手紙です。日本の場合、偉くなればなるほど名刺には例え ショック療法の一つとしまして、 判事〇〇、それで終わりですね。用事があるなら、 OHPを見ます。これはドイツのフランクフルト市に 住所や電話番号など

車場の有無、面会時間は月曜日から金曜日まで午前八時から一二時まで、そして郵便振替口座と バーン(日本のJRの電車に当たると考えて下さい)、市電、市バスの路線番号が啓いてあり、 ドイツの場合には裁判所の長官から直筆サインの手紙が来る場合でも、このように地下鉄、 いろいろ轡いてあります。連絡方法もこれは比較的控え目な方ですけれども、 当然に電話

本のそれとを比較いたしますと、 道庁や札幌市あたりですと、大変分厚いものが作成されています。ところが、 が、今日は一例に限りました。日本でも自治体には文啓管理の手引きの類がありまして、例えば ファックス、テレックス、テレテックスの番号、 一枚目に入っています。 大学、出版社、行政機関、あらゆるところからいただいた手紙は何百枚にものぼります これが市民に出される手紙です。こうした辔式は例外ではありません。 全くと言っていいほど理念が違うように思います。 執務室の番号と、 そういうデータ全部が手紙の ドイツのそれと日

ラーク (im Auftrag) と簪かれています。これは、「専決により」または「委任を受けて」という なんと裁判判決と同じような檘成で書かれているのです。今は、丁寧に説明する時間はありませ 政法でいいますと、条件とか期間とか、 んから、五~六枚のものをさっと流してお見せします。見出しも例えば一・四とか、 これを起案し決裁した方がみずからの資任において処分をしたことを示しているわけです。 意味合いのもので、 に必ず決裁をした方の自筆の署名が入ります。このサンプルでは、署名の直前にイム・アウフト のように、私の今日のレジュメと同じスタイルで番号が振ってあります。この三・三、日本の行 ここで、ある騒音の出る工場の操業許可嗇、日本でいう行政処分の一例を見ます。ドイツでは つまり、知事だとか、 いわゆる付款に当たる内容がきめ細かく続きます。 局長、部長が直接に決裁をしたのではなくて、 一 五 三

9

ザールラント州行政専門大学(官吏登成大学校) (数字は時間数) 議総科目と議総時間

【総計 2,200 時間】プラス【96時間相当の起案波習ないし起家試験】

FEBRUARY CAROL MINES & SAL FROM MINISTERS	SWINE
I 一般教育	【小計230】
1 頭筋労働の方法と技術	
a) 学間的作業の教育学と方法論	(30)
ト)生体和齢と体物体体	(50)
c)・年記技術と起案技術の演習	(50)
d)年記試験講習	(40)
2 政治学	(30)
3 法学入門	(30)
II 法	【小計1,280】
1 国法と憲法	(160)
? 植七白染土	(160)
3 行政法統治	(190)
4 發察法·秩序法	(130)
5 社会保障法	(130)
a) 社会扶助/少年保護捕導	(100)
b)社会保険/扱腹	(50)
6 建築・計画・土地法	(50)
7 データ保護	(30)
	(140)
8 公務貝法 9 労働法・賃金協約法	
9 为现在。只要做利在	(140)
	(160)
11 秩序違反法および刑法	(60)
Ⅲ 経済・財政理論	【小計400】
1 公共財政	4 •
一 財政学、財政制度および公保法一 国家行政の予算・出納・会計および	(100)
監査の制度	(90)
一 自治体行政の国家行政の予算・出納	
会計および監査の制度	(90)
2 国民経済論	(60)
3 经货经济学	(60)
3 庭岛庭例子	(60)
IV 行政理論	【小計240】
1 行政理論と組織論	(60)
2 情報、企画および決定:コンピュータ	' _
によるデータ処理	(120)
3 職業に関係した心理学と社会学	- •
a) 心理学	(30)
b)社会学	(30)
·· • · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,,,,
V 選択必修科目グループから	[小計50]
2科目選択必修	(50)

【総計2,200】

なりますので、 大学校のカリキュラムはここでは避けます。一つだけ、 り着きます。 ているのです。 た職員が自ら不服審査の場に出かけたり、直接に法廷に行ったりします。 の総務課長とか助役になっ 三年制の官吏養成大学校の卒業者の場合は、 そうだとすると、 ールラントという州の三年制の公務員を養成する大学校のカリキュラムです【次頁に資料】。 時間の関係で私がこれまで他の刊行物に紹介したドイツの公務員を登成する学校や ここでは中堅幹部になる方、 公務員の法的案礎が日本とドイツではどうも異なっ ていく方、 大規模な自治体ですと、 というイメージで受けとめていただいたらと思いま 日本の役所にあてはめていいますと、 今日初めて公開するものを見ましょう。 局長とか部長は総合大学卒の方が て いるという推測にたど 小さな町村

す。

日本で言えば、

行政職の中級と上級の間、

ない

し昔でいう、

国家公務員の乙職と中級職との

今で言うと第二種およびその下ぐらい、

そういう公務員を姿成する学校です。

わかりやすく

査をどこに起こしたらいいか、行政裁判所はどこになるか、所在地や連絡先まで書かれているの 五~六頁からなる処分瞥の最後には、 考えても分からないというのと随分違います。 日本のように行政庁がどこか、 処分の手続、 審査庁がどこかを処分する公務員自身が知らないと 形式や内容に異議がある場合に、 たいていの自治体では、 それだけの實任を負っ この処分を実際にし 行政不服審

行政部門の方のカリキュラムです。 いえば高校を出て、 それ以後三年間専門的に勉強して初めて公務員になれるのです。 これは一般

による情報処理方法なども含めた行政の理論全体を勉強する。 などに行って現場で勉強するのです。 時間やります。これは二学期目、四学期目、六学期目にやることの全部です。三年間で計六学期 そして種々の文章を書く仕事が多いですから筆記技術とか起案技術の練習とか、 育学と方法」というようなテーマも学びます。 八歳から二一歳くらいの間で学生になります。 の練習、ここには時間数が全部書いてありますが、ともかく三年間で理論面の学習を二、二〇〇 いうことにはなりません。こうした実務と理論を繰り返して一人前の実務家として發成されます。 カリキュラムの内容ですが、大きな枠として「法」があり、憲法から行政法、警察法、社会保 ドイツの場合、徴兵制や語学留学をする関係があって、 経済学や財政理論、 建築や計画関係の法、データ保護法、公務員法、 一、三、五の奇数の学期は実習であり、 そのほか行政学、行政理論、心理学や社会学、さらにはコンピューター 日本のように自分が就職した自治体の現場しか知らないと 資料の上の方に学問的作業とか、 そこで、頭脳労働の仕方、特に「学問的作業の教 実務を行っている国や自治体、その他公共機関 労働法、司法、 入学年齢はかなりまちまちです もちろん演習も選択科目としてあ 刑法関係を学びます。 さらに筆記試験 教育学の方法、

後から急激に拡充されてきました。 ります。こういう蹇成体系は州によってかなり異なりますが、 七〇年代から整備され、 八〇年前

ても類似のカリキュラムが用意されています。すなわち一六歳ないし一八歳で入学する行政学校 があり、二年間の実務と理論の發成教育を受けて初めて正式の公務員になり、窓口での仕事に就 今お話ししたのは、 この点は、 すぐ後で、実物のテキストやスライドをご覧いただきます。 一八歳以上の学生のケースでしたが、実は一八歳以上の初級公務員 に っ

私の目には、日本とドイツの間には恐ろしいほどの違いがあるように映ります。 皆さんの中で公務貝の方は、これまでどのような教育や研修を受けてこられたのでしょうか。

ておりましたが、日本では国と自治体の間の法律問題が裁判で争われることがすでに二〇年以上 ら三六歳にかけてです。この時期に私には大きな悩みがありました。地方自治法を専門に勉強し いて言及しておきます。 地方自治に関する重要な判例が生まれた訳でもありません。 法律が作られて初めて、研究の手掛かりを得ることが多いのです。憲法が変わった訳でもなく、 ほとんどないという現象が生じていました。 実は、今述べたようなことを考えるに至ったのには訳があります。少しそのあたりの事情につ 一九八五年初夏から八七年まで二年間、 法律研究者は、 裁判判決が出たり、 特に憲法の教科書ですと、 留学しておりました。三四歳か あるいは新しい 地方自治

今や三○年近く国と自治体の関係をめぐる重要な判例がほとんどありません。 の部分は、大体二五年前のテキストでも通用します。地方自治法でも事情はさほど変わりません。

処理される。 ます。理屈、 もめ事や陳悄が、さまざまな手段を通じて処理される。つまり人事やヒトを通じて処理がなされ とがないからです。それで済んでいる理由は、まずいわゆる官官接待のような非公式なところで、 なぜ裁判が生まれないかというと、自治体も国もそれぞれを相手取って裁判を起こすこ つまり法的な思考によって対処するよりも、 心と心の通い合いという側面で物事が

ます。しかし、自治体が裁判で勝つ可能性は今の裁判所ないし裁判官による限り全然と言っ はたまたまドイツに留学したのです。 いほどないのです。では、 しかし、他方で、 自治体が裁判を提起して法的見解の違いに決治をつけようとする局面もあ なぜそうなっているのか、 ということをいよいよ考えだした時期に私 てい

まった段階で留学の機会にぶつかったのでした。 要するに地方自治法を専門に勉強しようとしている研究者としてはほとんど行き詰まっ

沓館の机に座ってやる勉強だけをしておりました。 そこで最初は、 私も留学研究者の常として、 判例を読んだり、 そのうちに偶然のことですが、 教科醬を読んだり、 裁判所とか役

を上映する時間はありませんのでカットしますが、どんな村に行ってもコンピューターが入っ 粋を集めて行われている。 所を覗くようになりましたら、そこが明るいし、機能的だし、行政や裁判は、 いて、非常に現代的な管理技術が駆使されている。それに大変驚きました。 それが小さな村にしてもそうなのです。今日は数百枚作ったスライド いわば現代技術の

千万の人口がありながら、年間八〇〇件程度です。裁判所が市民のために機能している国と機能 七〇〇倍から八〇〇倍も持ち込まれています。スウェーデンは二、〇〇〇倍です。日本は一億数 六年から八七年は、もっぱらドイツの司法、裁判所だけを調査することになりました。八八年の 間の尊厳と司法権 -は「開かれた親切な裁判所と行動する裁判官」というものです。それをまとめたのが、この【人 四月から二〇回ほど雑誌に連載を続けてドイツの司法の現場と考え方を紹介しました。 していない国があることに気づきました。その結果として、 く機能している。 と地方自治の「現場」の研究を本格的に始めました。 裁判所も、国と自治体の間の法律問題を含めて、一般に市民の権利救済の機構として非常によ 一部が刷り上がった時点で、 市民は基本的に裁判に満足している。行政裁判事件で言えば、 - 西ドイツ司法改革に学ぶ」という本です。これは、九〇年三月に出ました また三カ月ほどドイツに短期の留学をしました。 最近日本でも、 私の留学時代の最後の九カ月間、 地方分権の実現のためには 人口比で日本の その時にやっ タイトル

同じように進まなければならないという部分がありました。私も司会をしながら我が意を得たり と北海道町村会でやったのですが、 という思いで聞いておりました。 昨日の夕べ、 フィ ンランドの自治体連合組織の企画部長さんをお呼びした鹍演会を北大法学部 その際のお話の中で、地方分権と司法の機能活性化は、 両方

構と旧東ドイツや旧社会主義圏の裁判所、 官僚機構と、日本の今の公務員制度とが、 多々あります。 日本における自治体法務の話を本格的に展開するためにはさらに予め述べておきたいことが そうした生の思いが媒介となって、 旧東ドイツの悲劇的な状況などです。 私の目には二重写しに見えます。また、 今の私の自治体法務の考えに連なっています。 あるいはその機能の仕方というものも二重写し 旧東ドイツの過度の官僚主義、 日本の裁判機 疲へいした

ここで改めて注意を促しておきますと、

ドイツの地方自治制度や裁判所制度は、

制度の仕組み

進歩的な制度になっています。 法監督という制度が厳然としてあります。そういう意味では日本の方が建て前の上でははるかに 法省が管轄しています。地方自治について言えば、日本の内務省に当たるようなものがあって、 そのものという点では、 が進んでいるようにも見えます。 日本の明治時代にあったもののように古いのです。例えば、裁判所は司 憲法上の保障にしても、 地方自治であれ、司法であれ、 日本の方

治体職員が、 はあるけれども、それよりも具体的にそれを活かしている個々の人間、個々の裁判官、 いるかということこそ非常に重要であると考えるようになったのです。 しかし、 実態は全く逆転しています。ですから、私は、法制度の外見的な比較は大事なことで どのような心構えでどのように制度を運用しているか、 あるいは法律の解釈をして 個々の自

〈政策法務〉? あるい 〈自治体法務〉?

都市問題とマンション建設規制指導要網

う言葉が使われ出したきっかけは、 ここで「政策法務」あるいは「自治体法務」という話に入ります。 いわゆる都市問題が頻出して、東京周辺でマンション建設規 わが国で「政策法務」とい

名な武蔵野市マ 発指導要網に基づく事件です。当初は大きな裁判事件にはなっていませんでしたが、七五年に市 制指導要網が作られたことです。もっとも典型的なのは一九七二年に武蔵野市で作られた宅地開 与えたということで国家賠償訴訟としての民事事件、給水を求める仮処分事件、さらに市長が刑 市長がマンションに水道の給水をしなかったことから水道法違反による刑事事件、 が要網に従わないマンション業者の下水道をコンクリートでふさぐなどの騒ぎにもなっ 事被告人となった訴訟の弁護士費用をめぐる住民訴訟などたくさんの裁判事件が生じまし ンション事件という裁判事件が起きました。この事件は、 紆余曲折がありまして、 業者に損害を

指導要網に基づいて、いわゆる開発協力金あるいは開発協力負担金という名称のお金一、 万円余を業者に要求しました。このお金を市はマンション住人が増えることにより必要となる公 転嫁されるわけですが、業者はしぶしぶ納付しました。 同要網に基づく事件はほかにもあります。 例えば水道、公園、小学校とかに充てるわけです。 七八年に起きた事件は、手短に整理しますと、 結果としてはマンション購入者に 五00

えば脅迫による納付なので戻してくれという、民事事件としての返還請求訴訟に対するものでし に一五年もかかったのでした。この最後の判決は、業者が納付した一、五〇〇万円を、 に決着を見たのは、何と一九九三年二月一八日の最髙裁の判決ですから、 一通りの決済 極端に言

を下したのです。 最高裁は自治体である武蔵野市による脅迫を認めて、 利息付きで業者に返還するように判

ンを使えないようにしたという、大変著名な事件であります。結果としては市は負けました。 元住民を挙げての一大騒動であり、 うなマンションはだれも問題にしない程度のものだそうです。それでも七八年の時点では市や地 いかえますと、 私はこのマンションを現実には見ておりませんが、 指導要綱またはその運用に法的な面で誤りがあったということです。 市当局は下水道のマンホールに生コンを流し込んでマンショ 親しい研究者によりますと、今ならこ

法的拘束力はない、 の手法として考え出されたのが、この種の指導要綱です。 限になっているために、 の法律がありますが、ほとんどが国の仕事、 して要綱を作ります。法律としては、都市計画法、建築基準法とか、その他もろもろの計画関係 ることが明らかになったのです。 指導要網は、 自治体の職員は市内の生活環境を少しでもよくしようと思って、 あくまでも法的な拘束力を持たない役所の中の内部指導の基準に過ぎません。 結局のところ、 市が独自にできることは非常に少ないですね。そこで乱開発を防ぐため 行政指導はいざ法律論になっ すなわち機関委任事務、しかもたいていは知事の権 実際に裁判所で争ってみたら、 たときには非常に弱いものであ いわば必死で知恵を出 それは

とする動きが出ています。 ような政策を公的に、いわば正当化するといいますか、 時期に改めて自治体で行っている政策、それは場合によっては国の法令に違反するかもしれない このように指導要綱は法的には弱いものであるものの、 それならこれを法的にも説明するような努力をしようではないかということで、 これがいわゆる「政策法務」論のスタートです。 法的に問題のないものとして説明しよう 政策的にはやむを得ないとして創案さ

えませんでした。 ためにル までも国の個々の法令の存在を前提にした言葉でして、 する余地が法律上認められているとされてきました。 自一三八条の二) 「事務」を「自らの判断と責任において、 それまでにも「自治体には法令の自主解釈権がある」ということが、 ール 行政法学者によって言われていました。 (条例、 があり、 規則、 ここに一種の自主解釈、 要綱) を作っていくというような発想を十分に踏まえているとは言 誠実に管理し及び執行する義務を負う」という規定 (地 つまり自治体がみずからの頭で考えた解釈を 地方自治法には、 しかし、 自分たちで新しく総合的なまちづくりの それは、 地方公共団体の執行機関は どちらかと言えば、 必ずしも多くはなか

戦後の日本では、 行政事務条例の制定権が地方自治法の一四条五項において認められました。

用している自治体を別とすれば、表面的には日本の自治体には非常に強い権限があります。 政事務条例を定める権限が一般的に保障されているわけで、アメリカのホーム・ルール制度を採 二年以下の懲役・禁錮、 だと言えます。 という観点から意識的に自治体が法的な対応の仕方を考えるようになったのは比較的新しい現象 条例制定権を実際に行使した例も少なからずありましたが、 科料または没収の刑罰を条例の中に定めることができます。 一〇〇万円以下の罰金(九一年の改正までは上限が一〇万円でした)、 いわば都市問題や環境問題への対処 このような強い規制力を持つ行 この

でも枚挙にいとまがありません。 仮に政策法務という言葉で呼ぶとしますと、 自治体の政策を積極的に法的な観点から吟味して裘付けを与えようとする考え方やその実務を 最近ではその例は新聞や雑誌に紹介されるものだけ

例を昨年末に定めています。 懲役刑を設けるものも次第に増えてきたのです。 たが、違反者に対する懲役を一年以下にしました。こういう「まちづくり条例」とか景観条例で クな原則を定めた条項を置いています。 神奈川県の真鶴町の「まちづくり条例」は非常に有名です。 今年三月に京都市は景観保全のための条例を新しくつぐり直しまし 徳島県の木頭村という小さな村ではダム取得建設阻止条 今までの条例では罰金や指導・ 「美の基準」と 勧告などはあり いうユニ

になりつつあります。 ましたが、 罰則の中身も厳しくなっています。 それから景観保全などの法的仕組みも複雑なもの

〈政策法務〉というタイトルにしなかった理由

ります。 私がこの瞵座のタイトルになぜ「政策法務」という語を使わなかっ たかという点に入

まずいというのが、 に表現されていると思います。こうしたイメージのままの法制執務が「法務」の中身であっては 幸か、笑い声は起きませんでしたが、法制執務のイメージでわれわれが思い浮かべることが端的 **寮隆『政策法務からの提言』(日本評論社、一九九三年) 一頁) であると書かれています。** 施策の足を引っ ますと次のようなものです。「役所で法務というと、小さな部署で、注釈皆や通達を眺めて、 伝統的な「自治体法務」という語からイメージされることは、 張る仕事と理解され、 「政策法務」の重要性を主張しだした人たちの意見であります。 静態的・防禦的な、 つまらない仕事というのが通念」(阿部 神戸大学の阿部泰隆教授により 幸か不

今日お配りしてある資料の中に、 (鈴木「自治体の政策形成と政策法務」判例地方自治一三三号・一九九五年)。そこでは 千葉大学の鈴木庸夫(つねお)教授が暬かれた三頁の論稿が

政策法務について議論をしている「三つの流れ」があると書いてあります。

その機関を代理して争うという意味での争訟事務です。これら三つのものが過去の自治体法務の イメージを形作るものと整理されています。 正しいかとか、適法かどうかを独自に十分考えないまま、この有権解釈、通違、 知などを一定のマニュアルに沿って行う法律適用事務です。整理して言えば、国が示した解釈が を行う作業、いわゆる法制の典型的な部分です。二つ目は、 葉で整理しますと、 マニュアルに沿って適用してしまうという意味で法律適用事務というわけです。 その一番目は、 このグループの中の自治体職員としての中心メンバーである武蔵野市の天野巡一氏の萺 行政不服審査や裁判で自治体やその機関が相手方ないし被告になったとき、自治体や 氏が武蔵野学派と呼ぶグループです。他の二つの「流れ」については後ほど蝕 かつての自治体法務というのは三つある。 法律のいわゆる有権解釈、通違、通 一つは条例、 規則等の制定、 三つ目は、 通知などを全部

想であってもいいでしょうが、ある自治体としての将来プランというものがベースにあって、そ あります。これが地方自治法上の基本概想であっても、 これに対して、 (A)自治体が自治立法権に基づいて立法法務を行うのです。この立法という活動も法務 天野さんたちが説く新しい政策法務の内容は、 あるいはもっと別の名前のさまざまな檘 一番母初に自治体の総合計画が

自治体の政策を主張することを内容とする訴訟法務、 や自治体の定めた法規範を運用する事務があります。三つ目に、(C)その自治体としてつくり出 なのだという発想です。 巡一「自治体政策法務の時代」 した法政策について、 もし反対する人がいたり、 それから、 地方自治の窓五二号・一九九四年)。 (B)自治体が自主解釈権ないしは法令解釈権に基づいて法律 法解釈の違いが生じたときには、 これら三つの要素があるとされます 訴訟を通じて

務室において従来の法制担当課とは異なる仕事をどのようになしうるのかについてまだ十分には 武巌野市のような都市型の自治体では、 や村が少なくない 性も唱えられています。 を実施するためには、 イメージを持ち得ないでいます。 いう名称のものを作ったらいいのではないかと主張されています。 このような区分をした上で、 ので、 日本で秘密室、市長公室、女性室などがあるように、 どこでも政策法務室を、というのは少し無理だと思っています。ただ、 意識改革は大賛成ですが、 天野さんはさらに必要なのは企画型の法務である、 設置が十分に可能でしょう。その場合でも、 私は三、三〇〇の自治体のうちには小さな町 同時に職員の意識改革の必要 例えば政策法務室と 企画型の法務 私は政策法

る総合計画という枠組みの発想は非常に重要な観点です。 ずれにせよ、 これら Â $\widehat{\mathbf{B}}$ Ĉ の基準、 その大前提としての自治体住民がみずから作

体法務」という冒葉を改めて持ち出しています。この点について、 私はそれではまだ足りない部分があると考えていますので、「政策法務」よりも「自治 少し詳しく官及することにし

捉えられている内容よりも、 あえてこの古い「自治体法務」という言葉をリニューアルして使うことで、「政策法務」によって もともと「政策法務」という言葉よりも、「自治体法務」という言葉の方が古いのです。 少し広い問題をカバーできると考えているのです。

職員が、その自治体でとるべき政策をどう立案し、立法(条例・要網) 職員、特に係長やそれに近い年齢の職員以上だと思います。政策法務という冒葉で説か は上位に総合計画がありました。このことを意識しなければならないのは、 ても実現するかという一連の流れです。 その理由を述べましょう。 トップレベル、あるいはそれに近い管理職や実際に政策づくりをする必要のある地位の 先ほど(A)(B)(C)と三つの要素が出てきましたが、そ 化し、適用し、 一定のポスト以上の 裁判にお れている 9

屈・理詰めで例えば中央省庁の職員と勝負できる地方公務員になっているのか、 ど法的素養が身についているのか、あるいは法的に物事を考えられる公務員なのか、 私が今日冒頭でショック療法として述べたかっ た問題、 つまり一体公務員になるまでにど ということを思 あるい は理 れほ

い起こして下さい。 てい かないだろうと思っているのです。 私は、政策法務を語る以前に、 法的に思考する土壌がなければ、 政策法務も

できない ストになっ 築基準法、都市計画法、そして一般法学、予算会計検査制度、行政マネージメント(管理)の教 ピューター関係です。 環境保護法、 治体の財務・ トランダムに取り上げてみますと、道路交通法、 イエルン州の一六歳以上の生徒たちが二年間勉強する行政学校の法律系の科目の教科督です。 今日はせっかく北大法学部の大口袋室、つまり私の研究室から近いところで蹲袋ができますの 二五歳まで入学資格があります。 現物の資料をこれ以上持てないほどたくさん持って来ました。 **警察法、これは日本でいえば風俗営業法。** しかも試用(条件附採用)期間が六カ月あり、 人はしばしば免職されます。 ていることに驚かれたと思います。 官庁組織、 会計、 データ処理、 行政裁判制度だけでもこうした教科書があります。 それからこれらは演習問題集、 バイエルン州の地方自治法、官吏身分の公務員に関する法律。 二年間習って、最終試験に合格して初めて公務員に任命さ 免職処分を争った裁判例もたくさん法律専門誌に載ってい 一六歳から一八歳ないし二〇歳ぐらいで入学しま 憲法、 以上で止めておきますが、 設例集、 公務員法、 この期間内に公務員としての能力を実証 事案集、 社会保障法、 これは先に触れたドイツ 次は、日本でいうと建 行政技術とい いずれも一冊のテキ 法律の基礎、 っ てコン 7

識をもって仕事をしていると思っているのです。 いうことが如実にうかがえるわけです(笑)。冗談ではなく、一般の市民は、 れた例を、 皆さんご存じですか。 **実例が少なくないことが分かります。** 日本ではいかに有能な人だけが公務員に任命されているか、 だが、 日本で六カ月の条件附採用期間を過ぎて免職さ 実態はそうではない。 公務員が専門的な知 ع

に至ったのです。 られているものに加えて、 なりたくさん訪れ、 このように、私は九〇年以降、 教育・ もっとプリミティブというか、 研修の現場を取材して、 ドイツの行政学校、官吏發成大学校、 その結果、 原始的な問題がありはしない 日本では政策法務ということで語 公務員研修施設と かと思う

中でどんな仕事が行われているかを横断的に見ることのできる力をも備えて、初めて公務員は窓 口に立つべきではないのかという思いがつのってきました。そこで、 は思っているのです。 いささか前置きが長くなりましたが、 「自治体法務」という言葉を多く使うようになりました。 本来は、 ۲v わゆる法的思考、 以上のように考えて、 法的案養、 ない 「より広い枠組み」が必要だと今で し論理的な力、 私は最近では「政策法務」 そして役所の

九〇年に神奈川県の職貝研修所に当たる自治総合研究センター という雑誌に 「政策法務と自治体」というタイト ルの原稿を沓きましたときは から依頼を受けて 「自治

近になってやっと日本の行政法のどの辺に問題があるかということが自分なりに少し分かってき を経て、地方自治法の問題に戻ってきたことを述べましたが、こうした日独の比較作業を通じ母 たかな、という感じになりました。そういう意味で非常にまだ発展途上の人間というか、 号・一九九○年)、まだ、この基礎的法的案發の問題が深刻であることには十分気づいていません もこれ以上もう発展しないかもしれないのですが、未熟な状況にあります。 しかし、本当のところは問題がどこにあるか長い間分かっていませんでした。先ほど教判の研究 に即した問題意識の変化について整理しておきます。私は朝鮮戦争の開始の年、わりに区切りの 使われ出した「政策法務」という言葉を自分なりに少し修正して考えていたというのが実情です。 でした。この頃はまだ今日お話するようなところまで頭が回っていなくて、八八年頃から急速に ~三八歳頃です。確かにこの問題については、研究生活を始めた頃からずっと考えてはきました。 いい一九五〇年が生年です。そして私が行政法学のあり方に悩んでいたのは三〇歳前後から三七 今日配布されている資料には、私の個人情報も入っていますので、開き直って私のプライバシー

未成熟な思考概念としての〈自治体法務〉概念

そこで、「未成熟な思考概念としての〈自治体法務〉概念」という項目に入ります。

は「国の行政法務」とかでしょうね。私もそういう対語を念頭に置きながら自治体法務と言って 葉ではありません。もしこの語に対語があるとしたら、恐らく、「国家法務」、「国政法務」あるい はできません。 いますが、まだ自治体法務の射程距離がどのようなものか、と理論的に問われると、十分な回答 ますが、私は、「自治体法務」という言葉を語ってはいますが、これはまだまだ熟した学問的な言

係にあるのかというわけです。私のような未熟者はこれらの先生たちのなさった方法論の学問的 ました。後でもう少し真面目に述べますが、政策法務や自治体法務は、いうなれば〈戦略語〉で 今のところは余り信用しないで、信憑性を疑いながら私の論文などを読んでくださいと申し上げ な議論に挑むものではないから、あえて言えば一種の民間療法だと述べて、逃げ帰ってきました。 行政法の体系について説を出しました。これらの諸学説と私の言う「自治体法務」はどういう関 くらい前に行政法学の方法論をめぐる一連の識論がありました。多数の先生たちが、行政法学や 先日、ある大学院で集中口義した際に院生の人たちから少し問いつめられました。 とりあえずのところは非常に未成熟な概念ないし用語だということで先に進みます。 **昔、二〇年**

2 自治体現場における法的知識と法的対応

自治の実態を法的に見ると……

次のような状況でしょう。 地方自治の実態を法的に見ると、ということですが、普通に理解されているの

思いますが、 制処理は日常事務化してしまった」、「求められるのは法制を生かした政策形成である」、と。 業社会」という題の巻頭言でこう沓いておられます。「自治体職員の高学歴化が進み、一般的な法 著辔があります。 髙寄昇三さんという神戸市役所のエリート職員で、 現在は自治体学会の代表運営委員でもあります。勁草暫房から出された一〇冊以上の その高寄さんが『判例地方自治』の八四号(一九九一年)の「地方行政とポスト産 いわゆる神戸株式会社の理論的なバックポーンのお一人だったと言ってい その 後 甲南大学の教授になられた方がお いと

私はこれをやや不正確ないし舌足らずの表現だと思います。 種の常識ではありましょう。 公務員の多くはそのように考えています。 氏がおっしゃっているのは、 行政の力量が高まっ

頃担当している仕事についての基礎的な法的知識すら実は不十分ではないのかと。 りも力量が高まってきた、 問題意識もあるし、 はこれで理解できるのですが、私はやはりそれ以前の事柄に関心が行ってしまいます。 あとは自治体が政策づくりをやることが大事だ、 日常の研鑽も積んでいる方が多いですから、 今必要なのは知恵を出し政策を作ることだ、 というのです。 やはり、 とお考えでしょう。これ 今の自治体職員は昔よ ここにおいでの皆様は

従ったときに科される処罰の内容、そもそも違法な職務命令とはどのようなものか、 います。 いう管理職のコメントがテレビや新聞に出てきます。これは一体、 うのです。 とをおよそ考えていないから、 その一端を紹介しますと、 違法な職務命令があるとして、従うことが許される場合、あるいは従ってはいけない場合、 例えば首長が談合を指示した場合に、宮仕えの身だから「天の声」を制止できない、と 札幌近郊の自治体の例だけにとどめますが、最近不祥事が相次いで 助役を始めとする幹部職員の口からこうした発言が出てきてしま 法的にどういうことなのだろ こうしたこ

た。これはタテワリ行政の弊害でしょう。 札幌近郊のある自治体は、違法建築の工場に花壇コンクールで優秀であるという表彰をしまし いから表彰をしたというのです。 そもそも工場として存在してはならないものに、

アル があります。 いままに具体の事例にあてはめて、 かの区別すら、普通の公務員にあっては意識されて 題ですが、 このような事例は本当に限り 書に書いてある想定例などです。 役所の机の上には樹まれています。 で「法の適用」をしているのです。実際には、 さらに多くの考えなければならないことがあります。 そして法律の範囲内で自治体で制定される条例や規則があります。 いう最上位の価値を示した規範があります。その下に法律が がありません。 市民や企業に対して一見すると、 公務員は、これらが そして、 いない、 従う必要のない、 もっ が法なの あるい と深刻な問題は、 か 通途や要網、 は分か 法解釈上そうなるの 法でない 「法」でない るり、 5 0 行政実例、 それらの なら か、 という点 区別もしな ર્ય に下 9 マニュ だ、と に政令

存在を行政側が無視してい 民や企業に対して強制できる「法」ではないからといっ に仕事をできる理由に、 **達や行政実例は、** ただ、 い、このことは行政法学では常識です。もっ 強調しておきたいことは、 あくまでも解釈の 法や法でないものがいろいろとごちゃまぜになって畬かれ いということはありません。この点は、ここでは立ち入らないことに 指針や過去の 公務員の方が日常はほとんど六法・法令集などを見ず ک فر 実例であっ て、要網を恣意的に運用し 要綱の場合に顕著ですが、それが市 て、 決し て金科玉条とすべ てい る 7 ž

のすべ ことの法的な価値には順序、 ある意味で有益だし、便利なものです。マニュアルの中には、 混じっていることもあるのです。 には、 と対立するような過去の実例が並べ があっ てが一冊で足りるように甞かれ 憲法的なレ それで足りて ベルで大事なことと、 序列があり、 いることが一つ てい て轡いてあったりするのです。 また法的 る懇切丁寧なもの より適切な解決のために別の解釈も可 の 問題なのだ、 に価値が ということです。 認められない もあります。 役所の課や係で必要とされること マニュアル しか 単なる行政実例や通識 往々 魯か 能である にして ح いう ñ て 7

うに思えます。 にクーラーを外せとか、 うことです。マニュア 思いが 点は、実は非常に重要なポイント はもっと多くのマニュアル 混在しているおそれ マニュア ル 行政にも ルを読む際に注意すべきは、 わずかな貯金をしたのを取 の杓子定規な運用で、結果としては違法行政というの 一種の弊害が があること、また法的な価値の順序の乱 です。 先頃、 ありうるのです。 り崩すよう命じたとか報道され その中身には法的 例えば生活保酸行政に関して、 に無価値 れが含まれ のも まし 夏で熱 て 0 が たが、 いると \$ あるよ

能 適用が非常に困難な場面があると です。 極端な方の ケ スは、 自治体の いう点です。 職員の方が法律や条例に基づ これも分け るとさらに V て < つ ያ<u>ነ</u>

譲貝、各種圧力団体、暴力団、場合によってはお金を出さなければ記事にするという新聞や雑誌 違反などもよくある事例です。一罰百戒という言葉がありますが、一つの事件の摘発は、 速度違反や一時停止違反の場合、つかまれば運が悪かったという感じです。例えば廃棄物の処理 現場の皆さんが一番よくご存じと思いますが、実際にはそうなっていません。道路交通法でも、 行政関係の法律には罰則がついています。その罰則が本当に公平に適用されているかというと、 法といわれる多くの刑罰規定があります。行政刑法というのは一種の集合名詞です。ほとんどの 力の介入をチェックできない状況では、真面目に仕事する人が損をするということになります。 る行為(処分)、例えば許認可が行われたりするということもありうるのです。こうした実質的権 あって、そのために本来公平にすべき権力発動が消されたり、あるいはすべきでない利益を与え て本当に法律上正しいと考える執行をさせないような、さまざまな実質的な権力というものが 誹謗中傷がされたり、無言電話がかかってくるといったようなことが起きます。行政現場におい とが生ずる、あるいは人間関係が壊される、あるいは場合によっては家族まで巻き添えにされて などまで含まれます。行おうとする法の執行には何ら違法なことはないが、行えば面倒くさいこ 行をしようとするときに、あれこれの実質的な権力が介入する場合です。分かりやすくいえば、 やや似てはいますが、別の類型の法適用の困難な事例をさらにあげておきます。例えば行政刑

題です。 他の事例への警告となるにすぎません。果たしてそれが公平な行政なのかという点では非常に問

す。告発義務を行使したときに、自分だけ浮いてしまうということが十分にありえます。住民も 例えば今になってオウム真理教の秘密地下室のことなどが報道されていますが、地元住民は写真 出世のことなど、先々のことをいろいろ考えますから、なるべくトラブルを抱え込みたくない。 告発権がありますから、特に現場などの写真を撮ったりして告発する。 彼はそれを貫けるでしょうか。法律には公務員の告発権や告発義務が密かれている場合がありま ことになります。行政職の公務員は刑事告発をするという形で手を振り上げたものの、おろす場 行政刑法の領域のことになると、実際には警察が動いてくれない、検察が起訴してくれない、そ で含めたいろいろの措置がとれたのです。ただ、一般的にいうと、刑罰の適用を考える、 権利黙殺」と大きく見出しが出ていますが、当局は放任している。その気になれば、刑事手続ま に撮って早い時期から関係機関に訴えていました。ご覧の通りこの手元の記事では「違法の訴え、 所がないということになってしまいます。こうしたことが目に見えていますから、勇気ある行動 して最終的に有罪にまで持っていくということになれば、とてつもないエネルギーが要るという こうした実情があるところで、真面目に違法行為の摘発をしようとする公務員がいる場合に、 しかし、公務員は自分の

もできない。 いろいろな事情が積み重なって〈放置主義〉につながっていくわけです。

秘密を漏らして部下だけが責任をとらされるのではたまりません。法律は、首長が自ら職務上の もないのです。他の執行機関には守秘義務の規定がありますが、このように法律上の規定漏れと 首長には守秘義務がないのです。秘密をもらしても実は刑罰規定がない。同じように公安委員に 秘密を漏らすはずがないという建て前に立っているのでしょうが、 では相次いで首長の不祥事が出ていますが、その関係でちょっと調べてみましたら、何と日本の しか言いようのないものも稀にあります。現場の自治体職員からすれば、最高の地位にいる人が い法令の未整備の例です。 放置主義になっていく過程を勉強しますと、法の不備にも気づきます。私が住んでいる自治体 普通の市民には納得の

行政訴訟に大きな問題があるということが認識されたものとして重要な位置をしめるものです。 ました。二年に一度のものでして、 会が設けられました。これは、日弁連のレベルでもやっと日本では行政争訟法が機能していない、 在もあるようです。 一〇月八日にはNHK教育の「土曜ジャーナル」で放映されましたので、ご覧になった方もあろ それから、 日本においてさまざまな放置主義が変延する要因の一つに、 昨年の九月三〇日に札幌で日本弁護士連合会の司法シンポジウムが開催され この歴史のあるシンポジウムで初めて行政争訟に関する分科 権威主義的な職員の存

想像する以上に深刻だと実感したのです。 的な面での無知・無資任を、言ってみれば内部告発に近い形で次々と言われますと、現状は私が だと、予断と偏見で思っていました。しかし、 るつもりですが、 衝撃的でした。私自身、行政が市民に対して問題のある行為をとることがあるのは多少知ってい はいかにひどいかということを矢継ぎ早に実例を挙げて述べられたことです。私にとっては大変 うかと思いますし、最近、全発言がそのまま載った分厚い記録が日弁連より刊行されました。 そこでの議論で大変簫いたのは、東京都の法務部や法務省出身の弁護士の方々が、日本の行政 お役所を弁護してきた法律のプロである弁護士は、生涯お役所の肩を持つもの 法務省の訟務検事経験者などが、 お役所仕事の法

貝をやっているときはそんなことはないと思っていたんですけれども、 常に腹の立つことが多いですね。特に行政指導について不服申立ができないということが非常に 一、二の例を挙げます。元東京都の法務部長の発言ですが、「大体がお上意識が強い。 気に入らないと一切何も答えないですね」と述べられています。 国民の側に立って見ると、 今実際に役所の行政指導というのは全く目に余る、 逆の側になってみると非 申請をし 私も公務

固定資産税も急に上がったために、最近では何万件にも昇る行政不服審査請求が出ており 訟務検事の経験をお持ちの弁護士の話です。 バブル経済の影響で固定資産の評価額が

中に取下雪を入れているそうです。 ら処分庁の提出した意見(答弁暋) ます。ちょっと難しい用語が続きますので申しわけないのですが、不服審査をした方に審査庁か が一度不服申立人に送られます。その際に東京都では封筒の いわば間接的に権利行使を断念しろ、と言っているというわ

などの希望を出しても議題にもかけてくれないそうです。 政側に不利なことはこの審査会の委員に取り継がない、証拠調べ、現場検証、参考人の意見陳述 不服審査の独立的な事務局が、最初の処分をした担当部局の中にあるというケースです。 の建築審査会の場合には、 別の弁護士もいろいろな問題のある事例を挙げられました。一つだけ取り上げます。 処分庁のある建築指導部の管理課に審査会の事務局があるのです。行

ろいろな欠陥があるということが示されているわけです。 本当に尊重した手続を実施していないこと、そして、さらに法律の仕組み、つまり法体系にもい このように、役所の現場の実務に問題があり、公務員が法律上に認められている住民の権利を

からして無理だし、 のような巨大な自治体でも本気で法の理念に即した建築審査会の事務局を作るのは、 自治体の現場では、法の定めた制度を法の精神に従って行えるような体制は極めて弱い。 作っても専任の係を独自におくほどの事件数がないかもしれない。 また、

当したときだけ独立心をもって職務を行いなさい、 要求しているのです。 日本の官僚制といいますか人事の現状からして、二~三年の人事ローテーションで不服審査を担 任の係があっても、専門的に独立的職権行使を保障された不服審査事務の担当者を置かない というのは非常に難しいのです。法が無理を

作ったのです。 よいよ困るということで、 では独自の水源がありません。次々にマンションができると、今でも渇水期には水がないのにい 武蔵野市マンション事件と似た事件です。 ています。この町に関して、九二(平四)年二月に福岡地裁の判決が一つ出ています。 まず福岡県志免町の例があります。 例や規則を作り執行していることが少なからずあります。私が気にしている実例を挙げますと、 いるのは大変結構なことです。ただ実際には、政策法務という発想をおそらくは意識しないで条 話を少し前に進めます。 一定規模以上のマンションに対しては給水はしないという給水規則を 冒頭の方で述べましたが、 福岡空港に接した町で、福岡市の隣にあるため人口が増加し 福岡県は水の乏しいところの多い地域ですが、この町 政策法務の重要性が次第に認識されてきて 先ほどの

ン事件は水道法との関係でも大変有名な事件になったのですが、 水道法の一五条は、正当な理由がなければ給水拒否ができないとしています。武蔵野市マンショ この町は、 町自身が給水規則の

申込承諾」を裁判で闘求しました。 る一項を置きました。そして実際に給水をしませんので、業者は町を相手方として「給水契約の 中に、「開発行為又は建築で二〇戸(二〇所帯)を超えて建築する場合には全戸給水しない」とす

給水能力がないという自治体の判断を尊重して、給水を拒否するための水道法上の「正当な理由」 で、その理由は詳細には分かりませんが、新聞報道によりますと、水源が枯渇している、ないし 九日に控訴審判決が出まして、逆転して町の勝訴となりました。判例集にはまだ載っていないの 言っても、今現在はあるから給水しなさいという考え方です。ところが今年(九五年)の七月一 があると認めたのです。マスコミでは、一種の乱開発を阻止する自治体の判断を尊重した判決と して歓迎する、というのが多数派のように見えます。 一審では業者側が勝訴しました(福岡地裁九二年二月一三日判決)。つまり、水源が不十分だと

か、日本語にすらなっていない非常にお粗末な作りなのです。言葉を補わなければ意味が通じな の原文を見ますと、非常にずさんなものです。私のような素人目にも、およそ条文の体をなして い部分もあります。補うにも補いようのない部分もあります。水の観点から自治体の成長管理政 いない部分が数カ所あります。 ところが、私ども札幌でやっております研究会の席上でも問題になりましたが、この給水規則 いかようにも読めるというか、 いかようにも読めないといいます

確さとか、水源の限界の科学的な説明とかが十分でなければならないでしょう。規定の仕方がズ サンでは、 の効力を高等裁判所が認めるというのは、長い目で非常にまずいことであろうと思います。 策を作られた町当局や住民の方々の気持ちは重々分かりますが、しかし、こうしたズサンな規定 自治体の政策法務の一環として条例や規則を作るというのでしたら、やはり給水拒否基準の明 かえってケース・バイ・ケースになって、恣意的な行政や放置主義につながってしま

います。

例えば、福岡県の宗像市環境保全条例は、産廃施設(焼却炉)の設置等について市長への届出、 あります。条例を作ったものの、規定が明確でないために自治体が敗訴している例があります。 決)。詳しい検討の時間はありませんが、廃棄物処理に関して自治体が国の法律よりも厳しい規制 処理法に違反する条例による処分だとして無効と判断されました(福岡地裁九四年三月一八日判 十分ではないことから、業者の産廃施設設置計画に対して同市が行った廃止勧告処分が、廃棄物 条例があって少し込み入っていますが、要するに新条例に基づいて要求される処理施設の基準が および市長による計画の変更、廃止の指導、勧告等の規制を定めています。事案は、旧条例・新 れていますので、それに対抗して産廃施設の建設阻止をねらった条例作りや指導要網作りなどが 同種の実例はあと一つにとどめます。最近、産業廃棄物処理場が非常に多くのところで計画さ

行われなければ、本当の自治の力はつかないでしょう。 用語としては政策法務でも自治体法務でもいいと思いますが、もっと緻密な法制的なチェックが とどまってはおらず、不明確な要件で過度に規制が加わっている、とするのです。そういう点で、 をする余地を必ずしも否定はしないものの、この条例では規制が必要性に応じた合理的な程度に

自治体職員の法的知識

例地方自治」という雑誌の一〇五号(一九九三年)に全国的なアンケート調査の結果を載せまし ますが、この雑誌論文でも大体の傾向は分かるでしょう。統計的に見た日本の自治体職員の法的 まとめられています。雑誌の誌面の関係で、まだ公表していない興味深いデータがいろいろあり しているのか、これに職員何人で取り組んでいるのかなどを包括的に調べたデータとその分析が ているか、行政不服審査や行政訴訟などが何件くらい起きているのか、不服審査を何カ月で処理 た。日本の自治体職員がどのような法的知識を持っているか、どのような法制執務体制がとられ ども北海道の研究グループが取り上げられています。大変光栄なことですが、この研究会は、 て見ておきます。先ほど参照しました鈴木教授の嗇かれた資料で、第三のグループとしては、 自治体レベルの法務体制の話はこの辺で切り上げまして、次に、自治体職員の法的知識につい 判

知識や法的心檘えは、非常に乏しいものと言わざるをえません。

救済手続があること自体についての認識状況はその程度なのです。「簡易迅速な」不服審査の事務 果を持つのです。一つの極端なケースを紹介をしたわけですが、悄けないことに、「簡易迅速な」 自体を職員に知らしめる程度なら、市民一人が審査請求するだけでもよくて、これですら研修効 国の自治体職員はあまり知らないのでして、行政法の研究者には信じ難いでしょう。制度の存在 処理を職員個人ができるかといえば、期待すべくもありません。 ついて知っている、というのです。これは「用語として聞いたことがある」というレベルのこと 理のままになったり、大きな事件として意識されるので職員もそうした制度や言葉があることに 一〇年に一度くらいの割合で大きな不服簎査謫求事件が起き、それがかなり長期にわたって未処 た。旭川市ではまったく例外的に行政不服審査という言葉を知っている。その理由は、同市では くつかの自治体と道南のいくつかの自治体、さらに神奈川県や佐賀県でのヒアリングを行いまし ありました。非常に珍しいので後でヒアリングに行きました。この調査の際には旭川を中心にい 多数の職員はほとんど知らないのです。ほとんどの人が知っていると回答した自治体に旭川市が 例えば、「行政不服審査」という言葉を知っているかどうかというレベルの質問をしました。大 職員自身が不服審査を担当できるという段階のことではないのはもちろんです。 用語すら全

地方議会の立法能力

る条例は、 フが有給でついているのです。 数の条例が議員立法だそうです。議員数は少ないですが、そのかわり各議員に専任の補助スタッ ブランド市の高官が札幌に見えた際に、 **識員立法の重要性が語られ出しています。現状では、議員立法は非常に稀です。アメリカのクリー** 地方譲会の立法能力、特にいわゆる職員立法の問題です。国会についても同様ですが、 非常にと言っていいほど稀です。 わが国の場合には賤貝あるいは議会の方から提出されて制定され 私どもの研究会で話を聞きました。同市では成立する半 次第に

立法活動の点であまり大きな期待はかけれませんから、 **務員が自治体の立法者でもあり、執行者でもあって、議員はチェック機能が果たせるかどうかと** いう程度なのです。 立法者である。 ただきたいと思います。 したがって、 このことを肝に銘じておいていただかなければなりません。これは事実として公 日本では実質的な立法者は自治体においても官僚集団である、公務員が実質的な これは価値評価抜きの事実です。今の仕組みを前提とする限り、 自治体職員には實任の大きさを自覚して 地方譭会に

住民による法的コントロールの可能性

行政訴訟として提起できるわけですが、 損害賠償事件もありますが、 れる比率がきわめて小さいと言えます。 のです。確かに住民訴訟の制度もあり、 日本で行政がらみの違法な事件を住民なり市民が裁判によってチェックすることが非常に難しい た非常に高い法的なハードルがあるのです。私の最近の研究のスタート自体が行政に対するコン 減りました。 たん訴訟が減っていくのです。 でしょうが、 めに行政法的な事件として裁判になじむ問題のうち、何万分の一しか裁判所にはいかない いし一〇〇〇件しか行政訴訟がありません。ですから、わが国の行政は裁判によってチェックさ が私の推測です。なぜ裁判にならないかといえば、裁判沙汰を嫌うという国民性も理由にある ロール制度の機能不全、とくに裁判制度の機能不全にあったということからお分かりのように、 それでは住民によって、わが国の放置主義状態をコントロールできるのでしょうか。ここでま それ以前に訴訟法が未整備なときには下々の民が多数のもめごとを訴訟として裁判 統計的に見れば決してそれだけではない。 たいした数ではありません。 まず、 明治時代に民事訴訟法などができたら、 現実には全国で一億数千万人いるのに年間に八〇〇件な それ以外にも個人の法的不利益に関するものであれば、 もちろん、 自治体の行政をめぐって、 日本では訴訟法が改正されるたびにいっ 行政と市民の間で法解釈が分かれるた 刑事事件や民事の 急速に裁判の数が という

比べて旧西ドイツでは七〇〇倍ないし八〇〇倍、 側や裁判所の事情、 行政訴訟が起きないのは、訴訟制度が悪い上に、それを利用することを極力避けようとする行政 訟の数は少ないのですが、 訟がありますが、 れがないという思いは日本人にも少なからずあります。 人はそもそも訴訟嫌いとは言えないと思います。 ないはずですが、実際には裁判を起こさせないような機能を持つようになっていくのです。 が激減しました。 訟法ができた後、 そうなると、 第一審勝訴率も三○%とか、四○%になった時期もあります(今は一○%をはるかに下回ります)。 ないものは訴訟にならないという理由で裁判に取り上げられなくなりました。そして第二次大戦 所に持ち込んでいました。ところが訴訟法というものが定められたことによって、 敗戦に伴いいろいろなしがらみがなくなったときには、 国民は遠慮なく訴訟を起こします、 日本の公務員が行政不服審査や行政訴訟を恐がらないように教育されれば、 特に実効的な権利救済のために非常に重要な「行政処分の執行停止」というの もともと訴訟法というのは訴訟の手続についての約束ごとを定める法律に過ぎ 結果として利用できない市民、という形で悪循環が存在するのです。日本と 私人間で起きる民事訴訟が少ない度合いよりももう一桁少ない数しか そして一九六二(昭三七)年に今の行政事件訴 スウェーデンでは二、 裁判での理屈詰めで解決を望む、 日本では他の先進諸国に比べて確かに訴 行政訴訟は飛躍的に増えました。 000倍くらい その方が後腐

より数倍はすぐに増えるだろうと思います。

況を日本の公務員の皆さんはよくよく考えていただかなければならないと思います。 形的な仕組みは日本の方がはるかに進んでいることになっているのですが。こうした世界的な状 韓国や台湾でも行政訴訟は人口当たりで見ますと日本の一五倍から二〇倍あります。 制度の外

つが市民にとっていわば最後の手段でもありますからやや丁寧に言及してみました。 ルするための手段なのではありません。 裁判や行政不服審査だけが行政による権利侵害から身を守ったり、行政をコントロー 苦情処理やオンブズマンなどもあります。 ただ、

自治体の採用試験や職員研修における法律科目の扱い

づいていることです。 かと言えば、かなり悲惨です。 行政法理論や法的論理的な思考が非常に重要だということは、 しかしながら、この間、 法律科目が実際に公務の世界でどう扱われてきた 私だけではなく、 多くの方が気

た初日に、 から合格すれば忘れていい。 公務員試験における試験科目としての法律科目は、 「今まで大学で学んだことはいったん忘れて下さい」などと研修担当者に言われたりも あるいは忘れた方が仕事を進めやすくなったりもする。 どちらかと言えば暗記科目です。 役所に入っ

味で政策研究の重要性は私も十分に認めます。 次に研修の段階の問題です。七〇年代から八〇年代を通じて、行政法や地方自治法、 自治体職員はいつまでも国の下請け仕事をやっ 新しく 公務員の研修科目からカットされる傾向にありました。廃止されたのには理由があり 「政策研修」に対する需要が大きくなってきました。 ているばかりであってはならない、 私もそのこと自体には賛成で それ という意

発しますが、 ドイツなどと全く異なります。ドイツでは先ほどから紹介しているとおり、公務員の變成・研修 とで行政法やその他の法律科目、 ある時期に一連の改革と軌を一にして公務員の人事管理、 の制度が同じ時期に充実してきました。今の公務員養成・研修制度はすでに第一次大戦前に端を ところが、 わが国の場合には法律科目が廃止対象になりました。 研修の時間や予算に枠があるものですか 大規模な整備・拡充は、 俗にいう法制科目の方がカットされてきたわけです。この点は 決して戦前または戦後直後に始まったのではないのです。 نج 養成・ どれを削るかという選択の問題に 削っても弊害のない科目というこ 研修の重要性も認識されたので

六九年には社民党と自由民主党(FDP)の連立政権ができました。この時期以降、社会が市民 リスト教民主同盟(CDU)と社会民主党(SPD)によるいわゆる大連立政権ができ、さらに するルールが作られていき、 けた外れの予算や人員が投入されました。その時期には西ドイツでも判例によって行政手続に関 そこで公務員の基礎的な法的素養についてもいっそう重視されるようになります。日本と違って、 に開かれたものになりますが、その頃から既述のように公務員の發成・研修制度が充築します。 方一つも、 おおよそ六〇年代末から旧西ドイツではさまざまな改革が強化されました。六六年末に、キ 公務員自身が正式に任命される前に徹底して習うようになっていったのです。 七六年には連邦レベルで行政手統法が制定されます。 行政手続の仕

通信教育などを利用して自分で勉強しなさい、 ので、行政法などが削減対象となりました。民法などは行政法よりも行政現場で重要なのですが、 かったでしょう。 わが国でもパブルの時代やそれに先立つ時期に予算的にはやりくりの可能性がない しかし、 研修の時間的、予算的充実はほとんどなかった。予算枠が拡大しない ということになりました。 わけで

反省や自己批判の登場

何事も行き過ぎますと、反省が出てきます。

るようになってきたと言っていいと思います。 政法学の教科書の中身になっていなかったということを意識するような先生方が少数ながら現れ 生してきました。ある意味で現場の公務員の方たちが抱えておられる問題に対応できるような行 理論あるいは既存の法体系に従って仕事をしますと、かえって紛争が深刻になるという事態も発 でもあったというような点が意識されるようになります。そして問題なのは、公務員が既存の法 や躊嚢体系に対して一種の自己批判が登場します。誤解を招く表現であることを承知で言います まず、学問的な点で反省が出てきました。行政法研究者からも、これまでの行政法の理論体系 いわば行政法理論が旧態依然たるものであったというものです。新しい発想の芽を摘むもの

名前を挙げるにとどめざるを得ません。 妙な違いなどに触れなければなりません。ただ、ここではそう詳しく立ち入る余裕はありません ながら、そのうえで政策法務・自治体法務に関心を抱く先生たちの見解についてもそれぞれの徼 問題意識を持つ先生たちの間にも、考え方には微妙な違いがあります。学術論文として書く場 いわゆる政策法務を主張する先生、あるいはそれに近い先生など、典型的な数名の先生の もっと厳密に伝統的な考え方や最近の多くの行政法教科書に見られる努力などを評価し

まず、すでに存在する法律や条例の解釈を中心とする法解釈学に対して、もっとも大きなテキ

九三年)は、行政法を政策のための法技術であるとする思考を前面に押し出しています。 の自治体職員に読まれています。先ほどの資料でも政策法務の「三つの流れ」のうちの、 の法システム(上)(下)』(有斐閣、一九九二年)と『政策法務からの提習』(日本評論社、 ストを鸖いて問題提起をしているのが、先に名前の出ました阿部泰隆教授です。その奢嗇『行政 して紹介されているのがこの阿部教授です。鈴木教授は「行政法学改革派」と称しています。 第二と

号・一九九一年)。一種の自己批判と言えましょうが、私もその点については全く同感です。 現実の自治体行政の活動を説明も規律もできていない」と述べておられます(『地方自治』五二四 う題の論稿があります。「古典的法治主義の図式は、行政の実態にほとんどまったく無関係であり、 それから東京都立大学の磯部力教授には、例えば、「地方自治法をどう教えたらよいのか」とい

反映していない状況を問題視しています(年報行政研究・二九号・一九九四年)。 務からはますます遊離するものとなっていった」として、学説が行政実務を十分に見ず、 同教授は、「行政法学はいわゆる戦国時代に入って統一政権が存在しないまま推移し、その間に実 同じように問題意識を持つ研究者として、配布資料の執筆者である鈴木庸夫教授がおられます。

している、あるいは使い物にならないと感じられる状況になっている。その状況が研究者の側で こうして、公務員の方々が行政法の教科書を読み、学んでも、行政現場に来てみると何か乖離

〈放置主義〉からの脱皮の道

常に難しい点です。 状況を十分に見ないまま議論をしているので、ミスマッチを起こしていると認識されているので いる間に現場の方はどんどんと変わってきている、 に関わっているように思います。研究者が相互に自己の体系の美しさを競っていろいろ議論して 放置主義をどうしたら克服できるので 先ほどの先生たちの言う学説と実務の遊離という問題も、 しょうか。これは多面的な対策が必要ですから非 ということも指摘されだしています。

な教科書の中には少しでも国民の権利保護を充実する、 法の教科書はあまり答えてはいないのではないかという気がします。 置いて法律・条例や法理論を檘築するのかということです。こうした根本的な問題に従来の行政 問題点などをきちっとフォロー 観点で轡かれたものも少なからずあります。 私が今考えているの It 個々の行政法律や行政法理論の名宛人は誰なのか、 ・アップして轡かれた教科書とか、 けれども、 現場の公務員の方たちが実際にぶつかる あるいは民主主義をより強化するという あるいは市民が行政との間で もちろん、 つまり誰を念頭 これまでの著名

ながら脱皮の道を探ってみましょう。 る程度系統的に示した教科魯が多数あったかといえば、 何かの法的問題にぶつかったときにその紛争を解決する手掛かりとして役立つような考え方をあ のあり方と行政法の教科醬のあり方が非常に大きな課題になってきます。そうした点をも考慮し やや疑問です。そこで、 行政法学の体系

要です。 ちっと精査し作り上げるという意味で、いわゆる「政策法務」という問題意識に立った努力が必 後でもう一度歴史的な観点から整理しますが、本当に住民生活にとって必要な政策を法的にき そのことはもうこれ以上お話しなくてもいいと思います。

もちろん市民が十分な法治主義の意識を身につけることも重要ですが、 歩的な法的な思考能力が要るだろうと、 に法的な思考や行動が必要だと思うのです。 と思えるという点です。そこで先ほど来の公務員に対する法的基礎教育の重要性が出てきます。 「政策を考えろ、 もう一つの大事なポイントは、繰り返しになりますが、公務員になって間もない初任の方 地域のために必要なのです。 てもらわなければならないでしょう。 それを法的に裏付ける努力をせよ」と言っても、 最近では考えています。 このような意味で市民的な基盤に立ったレベルでの まず、 初任者に行政はどういう法的仕組みで動いて 法的知識は、 自分自身のため、 それはほとんど不可能 それよりも、まず公務目 家族のため、

研修ないし素養も段階を追ってレベルアップされていかなければならないでしょう。 複雑な法的判断をする能力が必要になります。こうして、上位のポストに昇るに従って、 る課題がスケールの大きなものになっていき、 そして、公務員もキャリアを積むことによって広い問題に接する。そうすると、自分の担当す 決断を迫られる法的権限も大きくなり、あるいは

えていいのではないかと思います。実は、「法(Recht)」という言葉は、ドイツ語では「権利」と ないわけで、 何か嫌だというイメージがありますが、 自身、あるいは地域社会とか、そういうものを守るべきものである。法という言葉を聞くだけで、 序の中で想定されている法的な面でのあるべき人間像、こうしたことを相当程度体系的に学んで を持っているときに、まずあるべき人権像、権利像、憲法像、法律像、そしておそらくは憲法秩 放置主義からの脱皮の道は、 いう意味でもあります。市民でもある公務員自身にとっても権利ということをよく考えて学んで ッパの先進国を横目で見ると、このようなことを考える時期に来ていると言わざるを得ません。 日本では従来、こうした系統性を考えた法務研修の発想はあまりなかったと思いますが、 行政の現場に出ていくことが大事だと思います。法は、 やはりもっと武器として、自分自身、おのれをも守るべき武器という意味で法を考 基礎的なレベルで、初めて公務員になろうというフレッシュな感覚 普通、法というのは歴史的には戦い取られものが少なく 人を縛るものというよりも、

欲しいと思います。

ドイツに見る公務員の法的案發

もう一度スライドを交えてお話しておきます。 ここで、ドイツの公務員の法的素養について、 先ほどは教科書の現物をたくさん見ましたが、

この蟇成課程を終えて修了試験に合格して初めて六カ月の条件付きの仮採用公務員になるので 務員試験の区分でいうと初級試験を受けて事務職に就く人たちのための二年制の養成学校です。 例の一六歳以上の背少年が入学する学校です。 これは、先ほどご覧に入れた教科醬が使われているドイツのバイエルン州にある行政学校です。 日本でいえば高卒以前の少年も含むわけです。

あるいは自治体の研修所などの玄関の雰囲気と比べて見て下さい。 ということがお分かりでしょう。 この写真は、 その行政学校のエントランス・ホールの受付のところです。 随分大人の扱いをした設備だ 日本の大学や高校、

北大の生協もこんなにきれいではないですね。こういうテーブルクロスまでしてあるのは、ヨー 次は、フロントのところの中から写したエントランス・ホールのロビーです。次は食堂です。

OSとは何か、といったレベルのことからきちっと教育をしています。 ターというのはどういうものか、フロッピーディスクはどんな仕組みでできているか、 た。ドイツで週休二日と言えば、金曜も午後から休みということを意味します。これはコンピュー ほどの髙水準の設備なのか、という疑問が出てきます。すぐ後で、その理由について触れます。 ッパ 私が訪ねたのはたまたま金曜の午後でした。そのためわずか一つの実習しかのぞけませんでし の基礎を教えているところです。フロッピーディスクを分解して見せていますね。コンピュー のレストランでも高級な方ですね。なぜ、 一六歳を少し超えた程度の背少年のためにこれ M S I Ď

使えなどという日本でありがちな無茶なことは起きないようになっています。 使って設計の調整を図ったりデザインをすることをいいますが、 をかけて研修を行っています。 は一九九一年版を見ると二四七頁もあります。 ちなみに、 上級篇があり、 あらゆるコースが用意されています。 人口一二〇万強のミュンヘン市で行っているコンピューター関係の研修プロ MS-DOSの研修、ロータス1-2-3の使用法でもそれぞれ初級、 CADってご存じでしょうか。キャド、 ーページがープログラムですので、 突然コンピューターが購入されて、 その研修についても初級篇、 つまりコンピューター 大変なコスト Ė

皆さんが六時間以上にわたって座っていらっしゃるこの不便な机と椅子、 これは利用者である

的に学ぶための勉強をするわけですから、こうしたところまで配慮が必要なのです。 学生の意見も聞かずに大学が発注したものです。そこで、この行政学校の机の幅や椅子も見て欲 だそうです。 しいのですが、 大きな法令集や都市計画図なども広げて、公務員になるために不可欠の知識を体系 人間工学を生かし、授業を受ける者の立場に立って各種のサイズを考慮したもの

ライドが簡単に使える大学はありませんでした。 当の教育はできないというのです。専門家としての公務貝を育成するための機器・設備が整って ではいい方だと思います。本州の各地の大学に集中鹍羲に行ったことがありますが、 OHPなども普通はありません。 これは普通の教室です。 日本の国立大学、 特に文科系では教室にOA機器などが整備されていません。 この学校では大教室はありません。二五人を超えるような規模では本 いちいち持って何百メートル も移動します。 北大はまだ設備面 OHP やス スライド、

続きますので、 関に行って実習という形で学ぶのですが、 ドイツのこの種の学校では、 小さいですけれども、ボウリング・ゲームの設備があります。 数カ月のサイクルで理論と実務を学びます。 理論はここで寮住まいをして勉強します。 実務は各種の行政機 寄宿生活が

これは繭師の宿泊室です。この学校は、 列車が一日に一本しか止まりません。 ミュンヘンから七〇キロも離れた田舎、 その駅からも三キロくらい離れています。 湖のほとりに

稀ではない。そうした方が介護者同伴で来ることもありますので、 公務員のうち六%は重度障害者を採用しなければなりませんので、 したところで生活することになりますから、瞬師の方もたまには宿泊します。ドイツでは法律上、 共用ですが調理場もあります。 ツインの部屋が用意してあり 講師陣にも障害を持った方が

先生が、市民に優しく、市民を人間として接遇するには、公務員も就任前から人間らしく扱われ 績があるということです。公務員の養成・研修の任にあたる方の資質ということも考えさせられ 文の抜刷には、この博士論文が引用してありました。今もって引用に値する博士論文を皆いた実 は、二〇年以上前に博士論文を書いておられますが、 対する癥法教育のあり方を非常に熱心に模索されていて、その点でも感銘を受けました。この方 ていなくてはだめなのだ、とおっしゃいましたので大変感動しました。この校長先生は公務員に カードが置いてありました。こう轡いてあります。「ようこそいらっしゃいました。心から歓迎し いう点では一流ホテル並みですね。なぜ、 生徒には個室が割り当てられていますが、 この学校であなたが実り豊かな成果をおさめられますことを心から祈念します」と。こう そこまでするのかと聞きましたら、 各部屋のベッドのまくら元にチョコ 最近日本人の若い研究者からいただいた論 事務長さんと校長 レートーつと

学校レベル以上の教育を受けなければなりません。 ルン州の官吏蹇成大学校です。公務員としていわば中堅幹部、上級の幹部になるためにはこの大 のミュンヘンからは列車で三時間以上かかります。 次は、三年制の大学校です。 これは一八歳以上、日本風に言えば高卒以上の宵年が入るバ チェコとの国境にある小さな市にあり、 1

ます。組合の大小に関係なく、自由に取れるようになっています。 これはエントランス・ホールですが、公務員の各組合のパンフレットなどが整然と置いてあり

築されたものです。 これは二階から一階を見おろしたところ。デザインが非常にモダンですね。八〇年代初頭に建

行政現場で接する図面の大型サイズのものを実際に見ながら、実習風に学べるようになっている その時点での科学の粋を集めて教室なども作られているのです。 れるような設備があります。日本に例えて言えば都市計画、用途地区制度、 北大のこの大教室とは設備が格段に違いますね。その他、 階段式の大教室です。この教室は見てお分かりのとおり、 大きな地図が三本くらいかけ 詳しいことは述べませんが、 農地の分類図など、

の専門的躊躇ができないと教育スタッフになれませんが、校長、 この大学校の校長先生と教頭先生です。いずれも博士号を持っておられます。ここでは数科目 教頭などになる方はそれぞれ法

これよ、 庁政下服・産の夷望です。 な神学の教科書などの著作をお持ちです。

うに訓練を受けます。 これは、行政不服審査の実習です。公務員は自分が行った処分に対する異識申立てがあったと あるいは他の者の行った処分の審査闘求があった場合に、自ら決定醬なり裁決醬を辔けるよ

もので学習しますから、法令集自体が日本よりは身近です。 法律だけが収録されています。ドイツの場合には連邦制で、地域の法律である州法をセットした ン州とさほど違わないでしょう。日本の六法には公安条例がいくつか載っているくらいで、国の 官吏大学校の法令集で二冊からなりますが、第一巻が非常に厚いので、総ページ数ではパイエル すね。日本でいわゆる『大六法』を買う学生は極めて稀でしょう。これはニーダーザクセン州の 買うように指示しますが、それでもこの三冊の加除式の法令集と比較すると、量的には少ないで 生が卒業する段階で持っているのは薄いポケット六法です。行政法をとる学生には『小六法』を 次は、バイエルン州においてどの学生も持っている法令集です。残念ながら、北大の普通の学

際には市民にとって複雑で厄介で、場合によっては救済を得られなくする機能も果たしています。 です。日本の行政不服審査法では、行政不服審査は簡易迅速な救済制度と書いてありますが、実 私は行政不服審査のことに非常にこだわっておりますが、日本でも本来これは非常に大事なの

ろです。 を高め、 本当に簡易・迅速なシステムとして機能するためには、ドイツのように実習をしなければならな は別として、簡易で迅速な救済制度であるというのは、教科書の世界にとどまるように思います。 実際に、私も一度起こしたことがありますが、役所を挙げて一大騒動となりました。 いでしょう。以上、ドイツの公務員の發成制度を見ながら、わが国の公務員ももう少し法的繁發 法制度を批判的に見ながら仕事をしていくようにしなければならないと思っているとこ 個々の例外

3 〈自治体法務〉のあり方

公務員の三つの顔

務の顔の中には法務担当者という顔が含まれます。市民の側面は、 は一番大事なのかもしれないのですが、市民という顔、この三つの顔を持っているわけです。 顧がある、と考えています。 つまり公務を担当する側面、勤労者=労働者の側面と、そして本当 それでは、自治体法務を多少系統的に考えたらどうなるでしょうか。私は、公務員には三つの 細かくいえば、国民、道民

町村民の顔と分類できますが、ここでは一括して市民の顔と言っておきましょう。

心的な勤労者の顔についても反省が必要となってくるでしょう。 がありますので、公務員=勤労者が市民性と大きな正面対決をしなかった。しかし、 つからなかったからでは、と思います。 した市民性を基礎とした法的な思考をすることになりますと、これまでの公務員の顔と既得権中 ここにいらっ 済んできたとすれば、それは公務の顔を中心に仕事をしてきて、市民の顔と正面から法的によ しゃる方で特に公務員の方が今まであまり大きな法的なトラブルに巻き込まれず 労働者の顔は組合という組織が守ってくれるという部分 本当に徹底

得ません。そこでどちらの方向を向くかです。 自治体の住民である。 ない。しかし、 る顔の側面だけで仕事を押しまくれば、 務員自身もみずからのいわば市民的立場というものも問われてきて、場合によっては悩まざるを 市民社会が成熟して官僚主導の行政と言われるものに批判が集まってきますと、 住民としては、 近所の手前、 一自治体の市民という立場を考えてみると、例えば道庁マンなら、 腹立たしく思う職員の行為は結构ある。だが、そこは出世のためとか、 そこまでやらないでよ」と言われて我慢したり、 札幌市の職員であっても広島町民であるというような例はい 確かに仕事を何とかやり通して、 勤労者だとしても、とりわけ権力性、 家族がじっと耐えるとい 出世もできるかも 札幌市か近隣 その段階で公 くらでもあり 権威性のあ ŭ 「お

的人権を擁護するためにあって、その手だてとして国会、 おける法律的な思考は究極的には基本的人権のためにある。あまりにも当たり前すぎることです ら非常に頼りない存在ですから、自治体職員に対する期待は大きなものにならざるを得ません。 は市民=住民であると考えています。 た市民社会となれば、 権を保障する、そのために法を活かした仕事をしていく、そういう考え方のための一つの切り口、 議論かもしれないけれども、 自治体はもっとも基礎的な統治機構である。こういう仕組みになっています。あまりにも宵臭い そういう意味で、私は、自治体法務論の究極の主人公は市民である、つまりこの議論の受益者 私が展開しようとしている自治体法務論の原点は、非常に単純なものです。つまり、自治体に ときどき忘れてしまうのです。自治体のみならず、 し手掛かりの蹴論であると考えています。 公務員は役所とのトラブルを避けてきたのではないでしょうか。 どの顔としても矛盾がなく、傷のつかないものにならなければならないはずです。 あるいは当面の行動主体は、 どの側面の顔を主張しても、すなわち立場が替わっても、法的には同一の 自治体法務論というのも究極は、 しかし、 自治体職員です。 自治体法務の担い手であり、 「法を活かす」というのは、 国家機構というのは究極的に市民 内閣や裁判所という統治機構がある。 前述のように、 そのための識論であり、 いずれ、 其の意味で「法治主義 議論の焦点となる当 地方議会は残念なが の基本

や「法の支配」が実現する、ということです。

思います。 さなければならない。ここのところが、 す。もし、 が生じています。法律や条例の面でか、執行=実務面でか、あるいはその他の場面か、 先ほどの三つの顔が矛盾するような法律場面が現れるとしますと、その場合にはどこかに無理 法律や条例、規則といったルールそのものがおかしいということになれば、それを直 政策法務論と結びついてくることは、もうお分かりかと どこかで

強調していますので、自治体職員研修論とも重なると言っていいでしょう。 に関連したことですから、 くどいようですが、「自治体法務」という言葉で語っていることは、自治体職員のあり方と密接 自治体職員論の一部であり、 他方で、 養成とか研修の制度の重要性を

〈自治体法務〉と〈国家法務〉?

ばやはり「国家法務」というような言葉でしょう。したがって、 行論も今後変わっていかなければなりませんが、さしあたりは普通の行政法理論、 のレベルでも立法学、立法過程論、それから国の法律の執行論などがありえます。 「自治体法務」に対語があるかということを初めの方で問いかけしておきました。あるとすれ 自治体法務論と同じように、国 昔からの行政 国の法律の執

明でしょう。国の行政も、 うお分かりだと思います。 そう違った課題があるわけではありません。国のレベルでも法務が大事な課題であることは、も 法理論が見直しの対象になります。そういう意味では原則として国のレベルと自治体のレ しかも、国には法務省があるからそれでいいという話でないことも自 いずれの部門であれ法務は大事なテーマです。 ベル

す。 とお考えかどうかは私には分かりませんが、先生は「固有の問題領域を理論化する」と言われて 有の問題領域として理論化しようとおっしゃっています。大森先生が絶対的な区分の基準がある う本があります。この中で大森先生は自治体行政学と国の行政学とを分けて、自治体行政学を固 せんで、 いにラフに考えています。 それではなぜ、あえて国の法務論、すなわち国家法務論と分けて自治体法務論を語るのか、で 一つのヒントがあります。東大の大森彌教授に一九八七年刊行の『自治体行政学入門』とい 私は、自治体の法務の場合に、絶対的に「固有の問題領域」があるとまでは思って 今のところは、自治体法務は国家法務と「相対的」に違ったところがある、というぐら そう考えるいくつかの事情をランダムに取り上げてみましょう。

に法律問題の研究をポランティアでしようとする国家公務員が見つからない、というのが第一の 非常に次元の低い話です。 本音を述べ合う研究会に転勤族の国家公務員に出てもらう可能性が事実上ないという 札幌で毎月土曜日に研究会を持っていますが、私たちととも

系統的な研究の試みとしての国家法務論が難しいのです。国家法務論のあり方は東京にいる研究 者が中心になってアンケート調査などから初めて深く掘り下げたものをやってほしいと思いま やってみたいけれども、 ことが最初 っても総体的な国家法務論は簡単には論じられない。 のハードルです。 何せ霞ケ関の近辺に住んでいなし、ネットワークも作りようもないから、 また、 国の公務員の場合には過度なタテワリですから、 本当は私なりに国家行政の法務論も

憲法上の保障は世界に冠たるものでありながら、 ない。そのために、地方自治保障規定のありがた味が、国民の間では十分自覚されませんでした。 法ではあるものの、 ですが「たなぼた憲法」でした。したがって、日本人が、たくさんの血を流した結果生まれた歳 髙水準の保障規定ではありましたが、 瞭規定は、八○年代の末までは世界の癥法の中では最先端の規定群だったと言えます。 ら計四カ条の保障規定があります。これは別の場で述べるべきテーマですが、日本の地方自治保 日本では地方自治が憲法で保障されていることと関係があります。ご存じのとおり憲法九二条か 二つ目は、 変な日本語ですが、「日本固有的」にという形容詞を付けておきます。その理由は、 地方自治そのものとしては、それを目的として私たちが勝ち取ったものでは 実際にはアメリカ占領軍によって与えられた、 言葉は悪い **実際にはその重要性が法律のレベルなり、**

ました。やっと今それがすべての政党などにも認識される政治課題になってきまし 上ってきたのです。地方自治は戦後五〇年の間にわたって、いつも危機だ、 ベルでは十分に生きてこなかった、 だからこそ今、 地方分権という問題が本当に政治課題に 危機だと言わ れてき

必要性は非常に少ない 治の保障がなければ、 自治体の現場でも十分生かされているのではあれば、事新しく政策法務とか自治体法務とか言う 根づいている国では、 自治体法務だの政策法務だのという議論を展開している、そういう意味で日本固有だと思います。 れていながら、 る珍しい国という意味で、私は「日本固有的」という言葉を使いました。 いなくて、中央集権の徹底した国家だったとします。その場合にも、 は私の知る限りありません。 そこで、なぜ「日本固有的」かといえば、仮に憲法で保障されている地方自治の中身が 実例を挙げますと、 自治体法務とか政策法務を語る余地があまりないでしょう。 それを十分に駆使してないという歴史的状況にたまたまあるがために、今あえて 現在、 そんなことを言っても始まらないので議論の余地すらない。 **憲法規定でそこそこの地方自治の保障があり、実生活の上でも地方自治が** だろうと思います。そして、 例えばスカンジナビアの諸国やドイツなどでは見あたりません。 私たちが論じているような形での政策法務とか自治体法務のテーマ 逆に、 もし憲法で地方自治の保障がなされて 旧社会主義圏のように、 自治が保障されていないか 私たちは憲法で保障さ その谷間にあ 地方自

応をとります。 れらの国では、 地域・地方で問題が生ずれば国の法律によって自治権を拡充・保障するという対

とは言えないのではないか、 次に三つ目です。 これは「歴史過渡的」なものだという点です。 という考えに基づくものです。 すなわち、これは永遠の課題

権が実現し、 その時代には、自治体法務論、政策法務論を唱える意義が極めて小さくなるでしょう。 治体の法務が立派に機能するようになったら、 たりする必要はなくなるでしょう。当たり前のことになるまでが重要なのです。 自治体の法務が優れたものでなければならないということ自体はもちろん永久の課題です。自 やるべきことを中央省庁がしっかり行い、そして市民自治が実現するのであれば、 それをあえて強調したり教育や研修のテーマにし もしも本当に分

て、旧二期校には法学部を作らせなかった事実もあります。日本の明治以降の歴史的な性格にか するための理論であったという点です。 かわる問題です。 い方ですが、官吏を養成する必需品でした。東京の有名な私学などを除けば、旧制帝大を別とし かつての法学部は中央官庁の役人を養成するための場であり、行政法学は臣民・国民を支配 四つ目に「目的志向的」な側面があります。 その行政法体系では、 確かに、 常に主語は「国」または「行政庁」など、 従来の行政法の体系は、 松下圭一先生などが厳しく指摘されるの ちょっと皮肉っぽい言 行政側なので

です。 民や企業をして、その法や処分の内容をどのように実現するか、 ません。 な仕組みについての説明はないのです。行政強制という場面では、役所が法や処分に従わない市 実体法の中で、 実際には、 例えば行政強制を例にしてみますが、市民が行政に対して法に従わせるよう やるべきことを怠っている役所の尻を市民がたたく実体法理もあるべきなの という観点からしか書いてあり

地方自洽の領域が手をつけやすいというのは先に述べたところです。 うという目的です。本来は、国民のためという観点からの国家法務論でも同じ需要がありますが、 み」と言い替えてもいいでしょう。市民自治を担う法的な思考やデータの集積を多様な形で図ろ 的なソフトの体系にしようとする目的を意識しています。「法的なソフトの体系」は「法的な仕組 このように、私の自治体法務論は、あくまでも自治体の法務全般を究極的には市民のための法

中で法的素養・資質を身につけてもらうのはなかなか難しいことです。そこで、技術的な次暮の も住民とより身近に接しているというところからも意味を持ちます。 策という意味でも、 の意味での「法の支配」や「法治主義」の実現を目指していますが、住民=市民に、 「目的志向的」という点は、自治体職員が国家公務員よりも人数において圧倒的に多く、 自治体職員が率先してこのような感覚を肌の一部とすることが、 自治体法務論としては、 生涯教育の 国民生活全

体の健全な「法の支配」にとって大事であると考えています。

央省庁は、市民生活の中で生まれる複雑な課題を省庁という細張りの中でしか対応できません。 ど関係官庁の権限の枠内の切り口でしか問題が本省に上がってきません。 も、例えば産業廃棄物の問題が起きても、基本的には、まず通産省、厚生省、農林省、建設省な 少なくともこれまでの日本での実務はそうでした。ですから一つの地域で複合的な問題が生じて まれた経緯の説明みたいなものですが、特に中央省庁のタテワリ行政との関係で象徴的です。中 五つ目として、「問題発見的」な性格があります。これは、特徴というよりも、政策法務論が生

中央省庁の行政対応との関係でいけば、現場で起きる問題を自治体が現場で発見し、自治の現場 見できる可能性が少しでも高まると思われます。うまい説明になっていないかもしれませんが、 るというときに、自治体法務という枠の中で、考え方の基本を学んでおけば、問題を総合的に発 的対応においても複合的な視角を求めることになります。この点で、問題の発見をし対策を考え 誰が悪臭で困るとか、複合的に問題が出てきます。自治体がぶつかるこの複雑なトラブルは、法 において必要な法的な対応まで模索するという意味で問題発見的なものだと思っています。 ところが自治体では、産廃施設について言えば、現地の環境破壊とか、下流で水が汚れるとか、 以上のような文脈からしますと、逆に、次のような条件がもし今後備われば、自治体法務の議

論は、役割が減っていく、あるいは必要性がなくなるでしょう。

的な教育が行われるという状況が生まれることです。 第一は、公務員のための一元的な婆成制度あるいはそれに近い制度が設けられて、十分に基礎

重は下がるし、法律で迅速に対応ができることも増えるでしょう。 用後も人事面で国と自治体、公共部門と民間部門の対等の相互異動が進むと、自治体法務論の比 第二は、国家公務員と地方公務員のキャリアに大きな違いがなくなることです。そしてまた採

進国では例がないと思います。日本の地方自治の究極の問題は、中央省庁の高級公務員制度の問 題と絡んでいると思っていますが、自治体法務論も公務員制度全体の改革を視野に入れたものに 制度がよいかどうかです。中央官僚と地方官僚とで人事制度がこれほど違うという国は恐らく先 挺生する前に同期の人は定年まで勤めず、全員がきれいに去っていくというしきたりがあります。 になっても係長にすらなれないという状況があります。中央省庁の場合には、一人の事務次官が に受かりながら、家庭の事情で郷里の県庁や市役所に勤められた方の場合、運が悪いと四〇歳台 は二七歳くらいで署長、局長、昔の国鉄では駅長になっています。ところが、 ご承知の通り、国家公務員の一種(かつての甲種)の試験に合格し採用されると、運がよい人 能力の違いがさほどあるわけではないのに、これほどの大きな処遇の違いのある人事 いったん同じ試験

事柄を定める国の法令との抵触関係を軸として非常に大きなテーマになってきたわけですから、 務も出番が増えるということは当然です。 くなります。もっとも、自治体や住民の資任が大きくなるという意味では、政策法務も自治体法 と、地域で発生する問題には地域で対処できるようになるはずです。特に政策法務論は、 いうところの分権が進めば、国の法令との関係で自治体の政策法務を政治的に唱える意義は小さ それから三つ目に、まさに最大のポイントですが、自治体に対する権限移譲が大幅に進みます

〈政策法務〉論および〈自治体法務〉論を振り返る

ます。そこでは、時間的な経緯を追って三つの流れがあると轡かれています。 改めて、先に取り上げました鈴木先生の資料を見ながら、歴史を少し振り返っておこうと思い

導者として、武蔵野市、小金井市、三麿市などの自治体職員の人たちが毎月集まって勉強会をし 法政大学の松下圭一先生、そして東大法学部教授の西尾勝先生、このお二人を助言者あるいは指 ループで、鈴木先生の言う武蔵野学派です。武蔵野学派に対する資料のコメントで分かるように、 政策法務という議論を一番最初にしたのは、すでに触れました東京の多摩地区の自治体職員グ

に刺激材料です。 海道の私ども研究会メンバーにとっては武蔵野グループの個々のメンバーが発表される論稿は常 政策法務の側面での集団的な研究という点では少しパワーが目立たなくなりました。しかし、北 を進めるに至りました。当時第一線で頑張った職員の人たちから今や市の部長クラスも生まれ、 た成果です。この勉強会に一度お邪魔して大きな刺激を受けて、札幌の方でもより積極的な研究

は非常に大きく変わってきているようです。今はそういう見方は減ってきたように思います。 う感じのいささか冷ややかな学界からの反応があったような印象があります。六年経って、悄勢 ほど前のことなのです。この本が出た当時は地方公務員などに行政法の研究ができるのか、 このグループにより『政策法務と自治体』(日本評論社)という本が刊行されたのは一九八九年で 武蔵野グループと松下先生は「政策法務」という言葉を広げた最大の功労者といえましょう。 ただ、一、二点、私とこの先駆的なグループとスタンスが違うところがあります。まず私の場 すでに述べたように基礎的法的案登・案質を重視しています。 政策法務の議論が始まってずいぶん時間が経ったような気もしますが、実はまだわずか六年

があります。これは理解できます。つまり大都市特有の問題があって、とにかく有能な職員たち この点と関係しますが、この学派では政策法務について一種の性善説をとっているという特徴

非常に強い議論だったと考えられます。以上のことを肯定的に評価した上で、自治体の中で、 先駆行政を通じて、当の地域で実際に適用されるルールである実定法を改革しようという意識が ことができないから、要網行政や行政指導などによって対処しようとするわけです。 身自体を変えていこうというものでした。国の法令があるために、自治体でやりたいさまざまの できるのです。 ということに比重を置いた政策・研究活動をするという最先端の仕事をしてきたのですから理解 たりしたわけです。国の法令と勝負しつつ、新しい政策の条例化、要網化を試み、執行していく が苦労を重ねながら、マンション規制の指導要網を作ったり、障害者福祉のための条例を制定し しが必要だ、と考えている点で、私はプラス・アルファを要求しているということになるのでしょ 市民の救済手続、自治体業務の法的コントロールなど法務にかかる全般について見直 この考え方は、「実定法改革」思考とでも言いますか、国の法令中心の法規範の中 先端行政、 手

てきた象徴的な年だと思います。 て再確認しておけば、だいたい一九八八年頃より一気に使われます。 政策法務という言葉自体についての由来は、先ほどからお話してきた通りですが、 雑誌類をフォローする限り、 では、それ以前にそのような議論が全然なかったかと言えば、 間違いなく一九八八年が、政策法務に関する議論が一気に出 今日は一々出典を挙げませ 時期につい

を少しだけ紹介しておきます。「当事者としての市民が(法律の解釈権を)もつのは当然として、 論』(岩波新鸖)という本があります。一九七五年刊行で、ちょうど二○前のことです。この本に そうではありません。エポック・メイキングなものとして、松下圭一先生の『市民自治の療法理 ちですでに市民解釈権を提起しはじめたが、また自治体も独自の自治体解釈権をもっているので **憲法・行政法の公法についても、国、自治体にたいして、市民は憲法裁判、** は自治体主導の政策形成とか、 が確立する」。 の養成に努力しなければならなくなる。この解釈権の分節化によって、〈法の支配〉への基本条件 ある」とおっしゃっています。次のページで、「各自治体は、職員の創意の結集、ついで法務職員 びつけて論議された最も早い時期の本で、それから十数年経った八八年にやっと「政策法務」と が確立するにいたると述べられています。おそらく、「政策」ということと「法務」というのを結 いうような言葉が刊行物で使われるようになるのです。 つまり、 **法解釈権をいろいろのレベルの人や自治体が持つことことで〈法の支配〉** 自治解釈権というような言葉がすでに出ています。終わりの部分 行政訴訟というかた

生の考え方は、 われている点に特徴があります。 三つの流れの二つ目に挙がっているのが、すでに名前が何度か出た阿部泰隆教授です。 自治体中心に出てきた政策法務の考え方を、国の行政のレベル全般にも広げて使 その政策法務論は、不都合・不合理な法令や条例を変えていく

素養の強化という点には必ずしも目が向いているわけではありません。 という、先ほどの私の表現で言えば実定法の見直しというところに力点があります。職員の法的

逆に感じ取って、一連のお話の基礎にしているのです。「自治体法務」という語そのものは、始め 思いますけれども、それにプラスして自治体職員のいわば全体としての水準の底上げの必要性を 自治体職員の全般的な基礎的な底上げが必要だという議論につながっていかざるを得なかったの 決して首都圏の一部自治体ほどレベルは高くないから、自治体職員性善説には立てない。そこで、 比率などもいささか違う。そして全国的なアンケート調査をしましたが、全国を見渡した場合に 悄がありました。私どもは今、北海道にいます。北海道の場合、もっとも先端的な自治体に比べ ていることになりましょうか。 の方でお話ししたように、もう少し早い時期からあるようですが、これをリニューアルして使っ 第三の流れとして、鈴木先生は、札幌のグループを挙げています。こうなるには次のような事 **公務員の力量という点からして状況が異なります。啐直に言って、** 私は武蔵野グループを非常に高く評価して、そこから常に学び続けてきたと言っていいと 例えば大学卒の職員の

命名して下さっていますが、言われてみてなるほどと自分で感心しています。ただ、私自身は、 なお、鈴木先生は北海道グループのことを「研修改革派、もっと詰めていえば教育改革派」と

ないのです。 「真の法治主義=法の支配実現派」だと思っています。 研修改革=教育改革は手段の一部に過ぎ

利しい〈自治体法務〉論の構築へ

要網行政を合理化するという議論から進んで自治体の立法のあり方を模索する方向に進んだので その際に司会をされた鈴木先生が、自治体法務の分科会でされたまとめを紹介しておきます。そ れによりますと、政策法務論の流れの第一番目の特徴は要綱・条例が出発点であったことです。 いるかということから始めます。昨年 (九四年) の自治体学会は島根県の松江で開かれましたが、 そこで、新しい自治体法務論をどう構築するかです。三つの流れは現時点でどこに行きついて 自治体の立法学という問題に発展していったことです。私もそうだと思います。単に

されました。 いう問題も、 そして三つ目に、 自治体法務ないし政策法務という議論の枠内で問われるようになってきた、と整理 いわば必然的な流れとして自治体の法務職員とか、組織とか人事のあり方と

そこで、 一九九五年の現時点で何が今後足りないか、 何をこれから補っていかなければいけな

課題です。私の理解では公務員は全員が法務担当者なのですが、先の三つ目のところで言われる どのような観点から行政法や条例などを運用し、あるいは改正の動機づけをしていくのかという ですが、自治体法務の運用主体のあり方です。要するに公務員の法的素養の問題です。 が不可欠だろうと考えています。そして、五つ目として、これも話してきたことを反復するだけ 私の場合、第五の点から派生してくるのが、何度もしつこく述べました職員發成教育および研修 法務職員とか人事というのは、いわゆる「法制」担当の職員や人事に焦点があるようなのです。 いかと申しますと、私は第四に、比較制度的な裏づけ、つまり外国の自治体レベルの法務の研究 のあり方です。

すが、彼から聞くアメリカの行政法は司法試験で問われる内容もずっと身近で行政実務に近いと も行政法は必須です。日本のように一〇人に一人の司法試験受験者しか行政法を選ばないという す。ヨーロッパ大陸の国々の司法試験で行政法が必須科目であるのは当然として、韓国や台湾で るか、ということでしょう。国際的に見ても、今の日本の行政法の現状は何かおかしい気がしま のことです。日本の行政法の職義や司法試験問題は理論的に過ぎると言っています。 のは世界的に見てほとんど非常識と言えます。あるアメリカ人の法律家、北大法学部の助教授で 最後に、もし六つ目に何かを挙げるとすれば、 まさに行政法学のあり方との関わりをどう考え

務員向けや市民向けのテキストが学習者の段階に即してどうあるべきかということとの関係につ き込まれたときだからです。法理論的には苦憞処理は訴訟法に比べて確かに深みのないおもしろ にすることが少ない市町村職員に行政行為論を詳しく講義するむなしさを例に挙げておられます くない部分でしょう。そうすると、学問体系としての行政法がどうあるべきかということと、 す。この点は市民にとっても同様です。市民が行政法の本をひもとくのは何らかのトラブルに巻 の扱いであり、これは、ある意味では教科書のもっとも早い部分で説明される必要のあることで 合、行政不服審査が先行しますが、テキストによっては行政不服審査の説明はごくわずかであっ **言えば、職員としての生涯に一件もないというのが普通です。訴訟を提起するにはほとんどの場** 審査制度と行政事件訴訟制度を扱い、中でも後者を詳しく扱います。実務の現場では、 ますと、終わりの方に行政救済制度の説明があります。従来のほとんどのテキストは、 いてかなり深刻な検討が必要になると思われるのです。鈴木先生が資料の中で、行政処分を実際 です。加えて、自治体法務の議論からのみ行き着く問題ではなく、国の行政を考えても同様です この最後の論点は、ここで論ずるには難しすぎるし、私も十分な回答を用意していないテーマ テキストの最後に書いてあったりします。現場で実際に重要なのは、各種の苦情処理など 深入りは避け、 一つだけ典型的な例で考えておきたいと思います。行政法の教科書を読み 平均して 行政不服

目下最大の関心がありますので、その点のプログラムについて少し触れておきます。これからの されている国にドイツがありますが、 公務員には論理的思考が非常に重要になるだろうと思っているからです。論理的能力が強く要求 ンヘン市の勤務評定督を紹介します。 以上六点を挙げた後、新しい自治体法務論の構築というと大げさですが、第五の点について、 体系論が研修内容にも反映するのであるとすれば、体系自身の見直しも必要になります。 どのような形でそれが表されているかを示すために、ミュ

込まれます。 いをしながら作成されます。例えば、 これはミュンヘン市役所の高級職と上級職の官吏用の勤務評定嗇です。本人に開示し、 公衆に対してどんな接し方をしているか、 仕事が自立的・計画的かどうか、仕事が早いか、 管理能力があるか、そうした項目が一つずつ書き 上司、 同

ける著述や学問的活動、芸術活動をしたかとか、研修に対する努力姿勢なども評定されます。 筆能力が十分にあるかどうか。 交渉、討論能力の有無も記されます。教育能力とか専門分野にお ます。道庁の管理職の勤務評定は四段階方式で○をつけるようになっていまして、「折衝力」のと 人と評定者が署名をした後、 専門知識の内容、口頭および文譽による言語的な表現能力があるかどうか。 密封して人事部に届けられます。これは四年おきに定期的に行われ つまり、

重視されるべきです。 す。こうした能力重視の社会はおそらくいずれ日本にも訪れてくるわけで、そのための人作りが 問的な能力、プレゼンテーション能力、本人開示なども含めて評定のイメージはかなり異なりま ツでは評価の対象ではありません。両国の評定基準には類似の部分も少なからずありますが、 ころでは「根回しは巧みか、詰めに甘さはないか」という項目がありますが、 こうした点はドイ

税金の無駄使いはないのかということが問題です。 ろでは一、二年のサイクルで異動しています。果たしてそれで市民生活は豊かになっているのか うですが、専門性ということが非常に重視されるようになってきました。ところが日本の公務員 にならない、というわけです。私は、この問題は文学館に限らないと思います。 作っていかなければならないが、二、三年の人事サイクルで次々と職員が異動するようでは仕事 本来の機能を果たせないというのです。文学館などは長期にわたって文学関係者との人間関係を 内容です。神奈川県もやっているからだそうですが、実質的理由は一般行政として運営すると館 **聞記事がありました。北海道に文学館ができますが、** ゼネラリストであることへの価値と人事管理上の配慮から、二、三年とか、早いとこ 一般に公務員にはゼネラリストであることが期待されます。 設立にあたって公立民営方式をとるという 今や民間でもそ

していくのかも、 は後任者が側定時の稍神を汲まないでおざなりの仕事をする、こうした問題にどう実務的に対応 情を知らぬまま引き継ぐ、あるいは景観保全条例を一生懸命つくった職員がすぐ転勤して、 られる最低限度の専門性と、担当する行政分野の専門性の関係はどうあるべきか、思案していま ここから先、何を導くかは、 福祉の分野では、 人事のあり方と密接な関わりを持つ自治体法務の一課題ではないか、 ゴールドプランを策定した職員が一年後には異動して次の担当者は何も事 非常に難しいですが、個々の公務員であることから一般的に求め と考えて

ましょう(後述の近刊瞽『豊かさを生む地方自治(仮題)』に瞽いておきました)。 ことを議論してみましたが、今日はその年数についてはあえて申し上げません。宿題にしておき 実は、私はミュンヘン市役所の人事部長と、 職員は一つのポストに何年いるべきか、とい っ

追い風としての行政手統法・条例施行と地方分権論

麟嚢がありましたから、ここでは別の観点について一言触れておきます。 行政手続法が施行され、行政手続条例の制定も続いています。 この点については本講座で別

まず、手続法・手続条例を素材にして、公務員の方々は、法的な考え方の重要性、 例えば窓口

政手続条例ができたことによって、こうした問題への認識を深めていかなければならないと思い のか。場合によっては黙っていたこと自体が情報不提供の違法行為になるのか。行政手統法や行 それが行政指導なのか、場合によっては発言内容がセクハラ行為、あるいはその他の不法行為な で一言何かを言ったこと自体が法的価値を持っていることを改めて認識して欲しいと思います。

法務自体の充実にとって、今は絶好の時期であると言えるでしょう。 でさまざまな立法的活動がいっそう重要になります。そういう意味で、 言うまでもなく、 現在論じられている地方分権が推進されますと、いやが応でも自治体レベ 自治体法務の考え方や、 ル

自治体法務の教育構想

ドイツでは行政学校の高名な校長先生や自治体連合組織の幹部が憲法教育の重要性を語っておら 私の脳裏の中心には確かに行政法や地方自治法がありました。スライドの際に話しましたように、 の価値として残ることはないでしょう。ただ当面必要なこととして、自治体法務を教育的な観点 からどう構想するか、 自治体法務に関する議論自体が過渡的なものと思いますので、「自治体法務」という言葉が至上 プログラム化するかという課題があります。今日の瞵義内容を考えたとき、

般の公務員としての憲法問題とか、広く人権問題の一部とは思っていないふしがあります。同和 などと返事されます。そういう自治体に限って同和問題などで大きな憲法的課題を抱えたりして お会いして、癥法教育についてどうお考えですかと聞きますと、癥法なんて公務員には関係ない、 れるのです。 か。やはり、憲法教育は重要なものであるべきだろうと思います。 問題を担当する部局の問題にとどまると考えているようです。どうもそれはおかしいのではない では、 どうして意法は関係ないと断言するのかと言えば、同和問題は同和問題であり、 私が日本でインタビューの際に、例えば中小規模の自治体の総務部長や総務課長に

ありますから、 検討も必要でしょう。 ですね。これまでの公務員教育では、その民法の扱いも既述のように問題でした。民法教育の再 ちがちですが、 しなければならないでしょう。 私ども行政法を研究している者は、ともすれば行政法だけで行政の世界が動くような錯覚を持 行政現場の皆さんが一番よくご存じのように、 公務員向けの身近なケースや実例を取り入れた基礎的、系統的な民法教育を構想 ただ、行政現場で必要な民法教育と大学でのそれとはやや異なった需要が 民法がさまざまな法律問題の原点

ばならない。 こうして、 これらを欠いては、 私の考える自治体法務の教育体系は、 やはり市民、住民のための行政にはなりません。そのためには 基礎的な段階では癥法や民法が含まれ なけれ

嶽法や民法のテキストも、一方では各学間分野の基本を押さえながらも、他方で現場の実態をしっ ではないことはお分かりでしょう。 かり把握したものに変わらなければなりません。もとより今の実務に追従せよと言っているわけ

一般のでは、ないないは、これ、人

婚が増えますから国糖法などの解釈も複雑化し、場合によっては独自の発想も求められる。 ミーで行われていますが、 国際化の進む時代に耐えられない行政システムになってしまいます。 財産権法が必要になってきます。 して年代別の研修あるいはポストごとの研修にもきめ細かな対応が求められます。そうしないと、 例えば三〇代初めとか三五歳、 とても量的に足りません。 自治体でトレード・マークを取れるのかといった問題、 四〇歳になった職員の方々には、国際私法、特許法などの知的 一部は千葉の市町村アカデ こう

植物が孤島で生き延びたり、 を通じてすましていたという島国的事情があって旧来のシステムで生き延びてきました。古い助 あげた名刺の話を思い起こして下さい。 イドで紹介した通り、 往来も増えてくると、 今まで外国の方と本当に差しで討論、交渉したりする機会がそう多くはなく、 国際社会の標準の中で考えていかなければ、 独自の進化をするような側面があるのです。ところが時間距離が狭 古いシステムは機能しなくなります。 職務の上で交換した名刺は公文皆であるという発想は、 文轡管理などは、 と思います。最初の方でとり 実物やスラ 通訳

自治体法務と地方議会

ことも不可能でしょう。 議員を念頭におく限り、 地方議会との関わりですが、 今後とも簡単に議員立法は期待できないでしょう。多様な人材を集める これもなかなか展望がありません。今の日本の職業としての地方

性化は無理なのかなという気がします。 少し悩みつつあります。 していることと似てきましたので、かえって私はこのまま同じことを主張していていいのかなと 最近は、経済界の方からも自治体の議員を名誉職化するという意見も出てきて、 弁護士、医師、 ただ、 建築家、 いずれにせよ、 主婦、 しかし、 夜間に蹴会を開いて、多様な人材、 会社員など多様な議員構成の議会ができないと活 期待される「自治体立法」という点では矛盾も 私が問題提起 例えば年金生

ばならない仕事をどう両立させたらいいのかということを問題提起されていますが、まさに同感 ればならないという理念と、 この四月に法政大学の教授になられた五十嵐敬喜弁護士は、 他方で予算や法律という極めて専門的な問題を討論し採決しなけれ 一方で普通の市民の代表者でなけ

です。 今後どう仕組みを考えていくか、 これも自治体現場と共同でやるべき自治体法務論の課題

広域的法務需要への対応

思います。 今度は行政手続条例や政治倫理条例を作れと、矢継ぎ早です。 では情報公開制度があっても、まだ多数の自治体では情報公開制度すら手についてない。 そこに 駄だと考えます。行政手統制度、情報公開制度、個人情報保護制度、政治倫理の規律などなど、 なさいと言っても、それは人数的にも、スタッフの専門性においてもいささか無理だし、また無 わが国では幸か不幸か個々の自治体が個別に制定しなければなりません。その結果、先進自治体 例えば人口一、〇〇〇人とか一、五〇〇人の村に、常に独自の条例を作りなさい、 このような国は世界に例がないと 知恵を出し

やって済むこと、あるいは連邦制の国家であれば州レベルで行えば足りることだと思っています。 日本であれば、 私個人の意見では、これらの制度は、さほど地域差のあることではなくて、本来は国レベルで 個別の市町村は法律や条例の趣旨を下回ることのない独自の規定を任意に置くのは妨げな せめて県と政令市くらいが水準の高いものを作ればよい。そしてこれを標準条例

い、というやり方で最低限度を確保するのがいいと思っています。

場合によっては地域の実情に合わない条文も入ったまま条例化されるなどという、こっけいなこ 実際にはできませんから、 とも稀にあります。 しかし、自治権を尊重する原則から個々の自治体ごとに条例を作ることになりました。だが、 モデル案を写すといった例が多く、逆に、モデルに従ったばかりに、

でにそのようなシンクタンク的営為に進んでいることの証左であって、 制を作っていくといいでしょう。今回の土曜欝座の事業や『フロンティア180』の刊行は、 まで道の市町村課やその他の所管課、あるいは自治省の仕事であったモデル条例案作りを行う体 るコストを考えれば、何でもないことです。 各自治体が拠出する市長会や町村会の予算でまかなうという発想です。各自治体が自前で制定す て、標準的な条例案をいくつか作るのです。そのために有能な人材を市町村から出し、 ル条例を作るのがいいと思います。人口規模、地域的な事情、 ルでも行われることが期待されます。 個別の自治体の条例主義を採るのであれば、 一八〇の町村の連合事務局としての町村会は、これ 北海道では市長会とか町村会のような単位でモデ 従来からの条例体系などを考慮し これが自治体法務のレベ 人件費は

自治体法務の確立と能力主義

すると、 は次第に崩れていくでしょう。法務というのは、要するに論理で考え、論理で勝負する世界です 象になりそうです。 から、外国の例を見ている限り、それができない人はやはり落ちこぼれていく、これが自然な現 こうして考えてきますと、公務員にはいやが応でも法的な発想や行動が求められ、それが深化 能力主義が強まってくることが予想されます。だれもが年功序列で出世するという時代

おわりに

なければならない司法改革、こういった視点は今の地方行革の議論には全く出ておりません。確 今日お話しした法治主義や法治国家の確立、そのための人材養成とか育成、 方制度調査会の答申とか自治省の事務次官通達などでは行政改革が求められています。 かに、職員の能力開発という言葉は出てきますが、それは、 現在、 地方分権の推進とともに、地方行政改革ということも盛んに言われています。 はなはだ抽象的な言葉のままです。 分権と同時に進行し しかし、 例えば地

ですから、 なります。 今日の話は、実は答申類の地方行革とは随分切り口の違ったものであるということに

もっと市民の目で一度見直して、 務担当者という側面で、場合によっては切り捨て御免的な仕事をしていたかもしれない、 今日は自治体職員の方が非常に多い場でした。 いろいろな法律問題も考えていただきたい、ということであり 全体を通じて述べたかっ たの は、 これまでは公 しかし

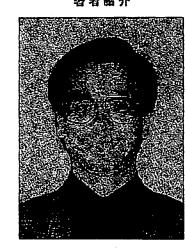
すから読みやすいと思います。 て考える(仮題)』(日本評論社)をご覧下さい。 お持ちの方は、九六年の春頃に出版される予定の拙著『豊かさを生む地方自治-際に調査して、 私なりの自治体法務論の概想は、 そこから得た肯定的な評価に影響を受けています。 正直に言って、旧西ドイツの地方自治、行政管理の実情を実 写真も一八〇枚くらい入るはずで、 もし、 そうしたことに関心を -ドイツを歩い 瞬演ロ調で

い生兵法です。ご注意下さい。まとまらない話でしたが、ご消聴いただき、ありがとうございま 私の話は、あくまでも個人的な意見です。 非常に怪しげな自治体法務という民間療法でありまして、下手をしますと大けがをしかねな あるいはウソかもしれない、 そういう疑いを持って批判的にお考えいただきたいと思いま 極端なことを申し上げれば、 今日の内容はすべて間

した。

(本稿は、 部補錐したものです) 一九九五年十月二十八日、北海道大学法学部聯営で開催された地方自治土曜隣座の講義記録に

自治体法務とは何か



(きさしげお)

政判例の総合的研究」(共趨、北大政判例の総合的研究」(共著、有斐閣)、『環境行政市町村振興協会)、『地方自治法』、『ドイツの自治体連合組織』(北海 学法学部は節。一九八二年北海道大法学部は節。一九八二年北海道大党科博士課程修了。同年近畿大学の私門十九七八年京都大学大学院法学研一九七八年京都大学大学院法学研一九五〇年、島根県に生まれる。 投。専攻は、 行政法、地方自治法、

刊行のことば

学ぼうと、この「地方自治土曜霹座」を企画いたしました。りがちな中で、自分たちの未来を見据えて、自分たちの町も北海道の百八十の町村、過疎が非常に進行していく町村の 自分たちの未来を見据えて、自分たちの町をどうつくり上げていくかを、十の町村、過疎が非常に進行していく町村の方々が、とかく絶玆的にな

この韓座は、当初の予想を大幅に超える三百数十名の自治体環員等が参加するという、学習への熱気の中で開かれています。この企画が自治体環員の心にこだまし、これだけの参加になった。これは、事件ではないか、時代の大きな改革の兆しが現実となりはじめた象徴的な出来事ではないのかと思われます。しかし、今、時代は大きく転換を集中し、都道府県を通じて地方を支配、指導するという流れが続いておりました。まさに「憲法は変われど、行政の流れ変わらず」でした。しかし、今、時代は大きく転換を集中し、都道府県を通じて地方を支配、指導するという流れが続いておりました。まさに「憲法は変われど、行政の流れ変わらず」でした。しかし、今、時代は大きく転換しつつあります。そして時代転換を支える新しい理論、新しい「政府」概念、従来の中央、地方に替わる新しい政府団関係理論の構築が求められています。しかし、この韓座は知識を解節から習得する場ではありません。ものの見方、考え方を自分なりに受け止めてもらう。そして足非、自分自身で地域再生の自治体環員等が参加するという、では、当時では、当初の予想を大幅に超える三百数十名の自治体環員等が参加するという、この韓座は知識を解析がありません。ものの見方、考え方を自分なりに受け止めてもおうに、おいて、おいでは、当れています。

北海道 大学法学部 教授[地方自治土琛课记] 实行委员员

(一九九五年六月三日 「地方自治土曜講座」開講挟抄より)

地方自治土曜講座プックレット Na.6

自治体法務とは何か

1996年 2 月29日 第 1 刷発行 1997年 8 月29日 第 5 刷発行

杏 者 木 佐 茂 男

□ 北海道町村会企画調査部
〒050 札幌市中央区北4条西6丁目(北海道自治会館6F)
缸銛(011)直通241-7181 FAX(011)221-0543

甲 閉 (協)高速印刷センター